

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	33 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	53 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	38 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月

私は、昭和46年9月頃、勤務していた会社には社会保険が無く、国民年金に加入しなければならないことを知ったので、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同社が厚生年金保険の適用事業所になるまで国民年金保険料を納付してきた。

国民年金保険料の納付について、詳しいことは覚えていないが、加入して以降、漏れなく保険料を納付していると確信しているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入時期を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において昭和46年9月に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳の発行日と一致することから、申立内容のとおり、この頃に加入手続が行われたものと推定され、当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和46年4月以降、厚生年金保険に加入する61年3月までの国民年金被保険者期間において、国民年金保険料を完納しており、未納とされている期間は申立期間のみであり、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、特殊台帳及び申立人の所持する領収証書を見ると、申立人は、昭和48年1月から同年3月までの期間、51年1月から同年3月までの期間、59年1月から同年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が、1か月間と短期間である申立期間の保険料を同様に過年度納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年1月から同年3月まで
元妻と一緒に自営業をしていた昭和55年頃、市の国民年金の集金人が訪ねてきて加入するよう勧められたので、二人で国民年金への加入を行った。

申立期間当時、国民年金保険料は、当時経営していた会社の事務員に夫婦二人分を納めさせていたので、この3か月だけが未納となるのは考えられない。

一緒に納付した元妻は、年金記録確認第三者委員会に確認申立てを行った結果、申立期間を含む期間が納付済みであると認められたので、私についても調査の上、納付済みの記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続きを同時に行って以降、申立期間の3か月を除き、国民年金保険料を全て納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の作成日は、昭和55年11月30日となっており、この頃に加入手続きが行われたものと推認され、申立人に係る特殊台帳及び同市の同被保険者名簿によると、53年1月から55年3月までの期間の国民年金保険料が、加入手続き直後の同年12月に一括して過年度納付されていることが確認でき、この時点で遡及納付が可能な全ての期間を納付しながら、加入手続き直後の申立期間のみを未納とするのは不自然である。

さらに、申立期間の前後の期間は現年度納付済みとなっている上、申立人によると、当時、申立人の家族で経営していた事業は安定していたとしており、生活状況に大きな変化もうかがえない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 6090 (事案 4968 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から60年6月まで

私は、前回、昭和58年5月から60年9月までの期間について、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申立てたが、一部の期間しか記録の訂正が認められなかった。

私の母親は、当時、家族の国民年金保険料と同様に私の保険料を納付しており、家族の納付状況を見ても、可能な限り未納を無くす努力をしたに違いない。今回の申立期間については、母親が定期的に集金人に保険料を納付したのではなく、加入手続とともに遡及納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間(昭和58年5月から60年9月まで)に係る申立てについては、i) 申立人は、国民年金の加入手続及び婚姻までの国民年金保険料の納付についてその母親に任せていたとし、母親が自身の保険料と申立人の弟の保険料と一緒に、申立人の保険料についても定期的に納付したとしているが、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の加入手続の受付日が昭和61年10月6日となっていることが確認でき、申立人については、この時期に加入手続がなされたものと推認でき、このことは、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が、同年11月6日に払い出されていることとも整合しており、この場合、少なくとも上記加入手続時点まで、申立期間は未加入期間として認識されていたことになり、申立人の母は、制度上、申立期間当時に自身の保険料及び申立人の弟の保険料と一緒に申立人の保険料を現年度納付することはできず、申立内容とは一致しない上、上記加入手続時点において、申立期間のうち、59年6月以前の保険料については、既に時効により制度上、遡及納付することはできないこと、ii) 申立期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについ

て、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、
iii) 一方、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿の検認記録欄を見ると、申立期間直後の60年10月から61年3月までの国民年金保険料を、62年9月に一括して過年度納付していることが確認でき、この場合、この過年度納付時点において、申立期間のうち、60年7月から同年9月までの期間に係る保険料については、その直後の期間と同様に過年度納付書を入手し、保険料を納付することが可能な期間であったところ、申立人の母親が当該期間についてのみ未納を看過し、その直後の期間から保険料を納付したとすることは不自然であり、当該期間に係る保険料については、上記過年度納付時に遡及納付がなされた可能性を否定できないことから、申立人は、申立期間のうち、同年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年11月12日付けで申立期間のうち一部の期間について、年金記録の訂正が必要であるとする通知が行われている。

しかしながら、今回申立人は、当時、その母親が申立人の国民年金保険料をその家族と同様に納付しており、家族の納付状況をもみても、可能な限り未納を無くす努力をしたに違いなく、今回の申立期間については、定期的に集金人に保険料を納付したのではなく、加入手続とともに遡及納付しているはずだとしている上、申立人の母親によると、申立期間の頃は申立人及びその弟だけでなく、申立人の兄を含む同居していた家族の保険料を同様に納付していたとしている。そこで、新たに申立人の兄に係るA市の国民年金被保険者名簿を確認したところ、兄については、その加入手続が昭和57年1月頃に行われたものと推認され、i) 厚生年金保険被保険者期間直後の55年11月から56年3月までの期間の保険料が57年2月に（オンライン記録によると、うち昭和55年12月から56年3月までの期間は厚生年金保険被保険者期間との重複により還付）、ii) 56年4月から57年3月までの期間の保険料が同年9月にそれぞれ過年度納付されていることが確認でき、申立人の母親が、加入手続が行われたものと推認される直後を含めて複数回の過年度納付を行い、加入手続時点において納付可能な過去の全ての国民年金被保険者期間について、保険料を遡及納付したことがうかがえる。

このような申立人の母親の納付行動を踏まえると、前述の過年度納付時点ではなく、申立人に係る加入手続が行われたものと推認される時点において、国民年金保険料を過年度納付することが可能な申立期間について、申立人の兄と同様に保険料が遡及納付されたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、加入手続が行われたものと推認される時点以降、未納期間はない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から同年9月まで
いつ頃か定かではないが、私の父親がA市役所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれていたと思う。
加入手続当初は、父親が国民年金保険料を納付してくれており、父親が他界してから後の期間の保険料は、私が、銀行の窓口で納付書に現金を添えて納付していたと思う。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和56年10月12日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、昭和54年1月以降の国民年金被保険者期間において、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、また、平成元年度以降のほとんどの年度については前納しているなど、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、その前後の期間は納付済みとなっており、申立期間当時の家業も順調で、生活状況等に特段の変化はなかったものと考えられ、申立期間の国民年金保険料のみ未納となっていることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

時期ははっきりしないが、A市に居住している時に、既に国民年金に加入していた父親が、私の国民年金の加入手続きを行い、その後、自分たち夫婦の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていたはずである。

昭和46年6月に結婚してA市からB市に転居し、しばらくしてから入籍を行った後に、自宅に女性集金人が来たので、主人が私の国民年金の手続きを行ってくれたはずであり、その後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していた。

また、納付書で国民年金保険料を納付したこともあり、いつからか口座振替により保険料を納付するようになったこともよく覚えている。

申立期間の国民年金保険料は、父親又は私が納付しているはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号により、A市において、昭和42年12月20日を国民年金被保険者資格の取得日として、同年同月頃に払い出されたものと推認でき、また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、発行日は43年1月11日とされており、手帳記号番号の払出時期等からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、結婚後の国民年金保険料については、常に夫婦一緒に納付していたとしているところ、申立期間直後の昭和49年4月以降における納付日の確認できる夫婦の保険料の納付状況は全て一致している。

さらに、結婚後の夫婦の国民年金強制加入期間において、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、また、二人共に60歳到達後は任意加入するなど、申立人及びその夫の国民年金に対する意識の高さがうかがえる。

加えて、申立人が所持する領収証書を見ると、申立人の夫は、昭和50年11月17日に、48年1月から49年3月までの国民年金保険料を一括して過年度納付していることが確認できる。

この点について、申立人の夫は、当該過年度納付を行った時点において、その前月までの国民年金保険料の納付済月数が55か月あった一方、年齢は34歳であり、その後60歳到達まで保険料を納付することにより、年金受給資格月数である300か月を十分に確保できる状況にあったことから、年金受給権を確保するためではなく、年金受給額を増やすために遡ることが可能な期間だけ過年度納付したものと考えられる。

これらのことを踏まえると、国民年金に対する意識の高い申立人が、申立期間のうち、昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料について、申立人の夫の分のみ過年度納付し、自身の保険料について、未納のまま放置していたとは考え難い。

一方、申立人は、A市に居住している時は、その父親が自分たち夫婦の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付してくれていたはずであるとして、申立人が所持する国民年金手帳及びその両親の特殊台帳を見ると、申立期間直前の昭和42年12月から46年3月までの保険料は、申立人及びその両親共に現年度納付しており、また、B市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、国民年金法上の転居手続を49年2月に行っていることが確認できることから、申立期間の保険料については、申立人の父親がA市において、申立期間以前と同様に納付することは可能である。

しかし、申立人は、昭和46年6月に結婚して転居する際、その父親から国民年金手帳をもらったとしており、A市では、当時、国民年金保険料を収納する際には、手帳に検認印を押すことが通例であったとしていることから、申立人が所持する国民年金手帳において、昭和45年度以前の印紙検認記録欄にしか検認印が押されていないことを踏まえると、申立人の父親は、申立人が結婚して転居した後の保険料については、納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和46年6月からB市に居住しているものの、上記のとおり、国民年金法上の転居手続は約3年後の49年2月に行っており、それより前の期間については、同市の集金人が申立人の自宅を訪問すること、及び納付書が発行されることもなく、申立期間の国民年金保険料については現年度納付していなかった可能性を否定できない。

さらに、申立人の夫が、昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料を過年度納付した時点において、申立期間のうち、46年4月から47年12月までの保険料は、時効により過年度納付することはできない。

加えて、申立期間のうち、昭和46年4月から47年12月までの国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間のうち、46年4月から47年12月までの保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から50年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間当時は、同社の代表取締役社長であり、会社の業績も良く、この期間だけ標準報酬月額が下がっているのは納得できない。

申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、税理士事務所提出の昭和49年の法人税確定申告書（控）の「借受金（前受金・預り金）の内訳書」の期末現在高から推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、同年11月は20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和49年10月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から50年10月1日までの期間については、前述の法人税確定申告書(控)の「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」の申立人の欄に記載の報酬額から、申立人の報酬月額は、49年は平均約68万円、50年は平均約79万円であったことが推認できる。

また、A社は、「当社は申立期間当時、高額納税企業であり、給与の減額などあり得なかった。申立てどおりの保険料を控除していたと思う。」としており、申立人の陳述と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間も最高等級に基づく標準報酬月額以上の給与の支払を受け、前後の期間及び前述により認められる昭和49年11月における厚生年金保険料控除額と同額の厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと考えるのが自然である。

したがって、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月1日から同年11月1日までの期間及び同年12月1日から50年10月1日までの期間において、20万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は、昭和21年12月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年12月から22年5月までは120円、同年6月から23年2月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月1日から23年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和21年頃入社し、26年3月頃まで同社C営業所でD業務従事者として継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的で詳細な陳述及び同僚の雇用保険の加入記録等から判断して、申立人が申立期間もA社で継続して勤務していたことが推認できる。

一方、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立期間より後の昭和23年3月1日から26年3月8日までの期間は、A社で被保険者となっているところ、申立期間より前の21年2月1日から同年12月1日までの期間については、同社とは別の事業所であるE社で被保険者となっていることが確認できる。

そこで、A社及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、A社の被保険者記録115人分（申立人を含む。）が、E社に係る同被保険者名簿に紛れ込んだ状態で記録されていることが確認できる。また、両社に係る同被保険者名簿において、被保険者期間が重複している者が24人も確認できる。さらに、A社に係る書換え前の同被保険者名簿には、健康保険整理番号が178番以降の被保険者しか記録されておらず、健康保険整理番号が178番より前の被保険者に係る記録は確認できない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者記録が、実際に勤務していた事業所と異なる記録となっていることについて、B社を管轄する年金事務所は「当時の事業所整理記号簿の記入誤りによるものと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理が適切に行われていたとは認められず、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和21年12月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の資格喪失時（昭和21年12月1日）の記録及び申立期間に被保険者記録が継続している元従業員の被保険者記録並びに申立人の再取得時（昭和23年3月1日）の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和21年12月から22年5月までは120円、同年6月から23年2月までは600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月11日は23万1,000円、19年7月10日は21万円、同年12月10日は22万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月11日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。保険料控除が確認できる賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書及びA社提出の賞与明細一覧表から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与明細書等の保

除料控除額から、平成18年12月11日は23万1,000円、19年7月10日は21万円、同年12月10日は22万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月11日、19年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年7月30日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和29年2月22日から同年3月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月30日から同年8月1日まで
② 昭和29年2月22日から同年3月16日まで

私の夫は、昭和18年6月20日にA社に入社し、45年8月25日まで同社に継続して勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、夫の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

B社が保管する人事カードによると、夫が申立期間も在籍していたことは明らかであるので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社の回答、同社提出の人事カード及び申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和23年8月1日にA社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和23年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、B社の回答、同社提出の人事カード及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立期間もA社に継続して在籍し（昭和29年3月16日にA社C営業所からE社に在籍出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和29年1月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額(オンライン記録は、9万8,000円)が、実際の給与支給額と比べて低すぎる。

申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人がA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日(平成5年3月1日)より後の平成5年3月29日付けで、申立人に係る標準報酬月額が、3年4月1日に遡及して53万円から9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。申立人が提出した給与明細書を見ると、申立期間における申立人に係る給与支給額に見合う標準報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも当該減額訂正処理が行われる前の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、当該遡及減額訂正処理は、2回の定時決定(平成3年10月1日及び4年10月1日)を超えて行われているほか、新たに平成3年4月1日の随時改定が追加されているなど、不自然な処理が行われていることがうかがえる。

さらに、A社に係る滞納処分票によると、同社は事業不振のために当時多額の社会保険料を滞納し、納付計画をめぐり社会保険事務所と交渉を重ねていたことが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人に係る上記標準報酬月額の減額訂正処理日の翌日である平成5年3月30日付けで、A社の取締役及び従業員合わせて12人に係る標準報酬月額が遡及して9万8,000円に減額訂正処理され

ていることが確認できる。

なお、A社に係る商業登記簿によると、申立人は、昭和61年4月1日から平成4年12月2日まで同社の取締役であったことが確認できるが、上記の減額訂正処理が行われた時期は、申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から28日後の5年3月29日付けであることが確認できる。また、上記の滞納処分票を見ても、同社側の交渉担当者として申立人の氏名は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成5年3月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、申立人について、3年4月1日に遡って標準報酬月額を減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から 6 年 1 月 28 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額（オンライン記録は、30万円）が、実際の給与支給額と比べて低すぎる。

申立期間に係る標準報酬月額を実際の給与支給額に応じた金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人がA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（平成 6 年 1 月 28 日）より後の平成 6 年 2 月 7 日付けで、申立人に係る標準報酬月額が、4 年 1 月 1 日に遡及して 50 万円から 30 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人に係る遡及減額訂正処理は直前の定時決定（平成 5 年 10 月 1 日）を超えて行われているほか、同僚一人の標準報酬月額についても、平成 6 年 2 月 8 日付けで遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、事業主は、「当時、A社は、社会保険料を滞納しており、その額は1,000万円を超えていた。」と具体的に陳述している。

なお、A社に係る商業登記簿によると、申立人は同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時に、同社の取締役であったことが認められるが、当時の事業主及び同僚からは、「申立人はB業務担当の役員であり、社会保険事務に関与していなかった。」との陳述が得られたなど、申立人が上記の減額訂正処理に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成 6 年 2 月 7 日付けで行われた遡及訂正処

理は事実に即したものとは考え難く、申立人について、4年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和51年5月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から同年5月28日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社に係る資格喪失日が昭和51年2月29日となっているとの回答を受けた。

しかし、私は、申立期間もA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録及び同僚の陳述によると、申立人は申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、年金事務所の記録では、A社が昭和51年2月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われているが、申立人と同様に同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚45人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、資格喪失後の同年4月中に被扶養者認定を受け、「B費」の支給を受けている者が認められる。

また、上記被保険者原票において、昭和51年4月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得したものの、その後、取消し処理が行われている者も認められる。

これらのことから、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨、及びこれらに伴う申立人らの被保険者資格の喪失について、昭和51年5月下旬頃の処理により、同年2月29日に遡及して行われたものと推定される。

さらに、A社に係る上記被保険者原票によると、上記の同僚45人の健康保険被保険者証が返納された日は、その多くが昭和51年5月29日であることが

確認できるところ、申立人と同職種の同僚は、「昭和 51 年 6 月まで、申立人と一緒に残務処理として A 社で勤務していた。」と陳述していることから、申立期間に同社に勤務していた者は 5 人以上であったものと考えられる。したがって、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 51 年 2 月 29 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年 5 月 28 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 51 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、18 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年7月15日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額の記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年12月15日に係る標準賞与額については、事後訂正の結果40万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の32万7,000円と記録されているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月15日
② 平成18年12月15日

ねんきん定期便を見ると、A社で申立期間①に支給された賞与の記録が無く、また、申立期間②に支給された賞与の額が低く記録されていることが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、平成16年7月15日は30万円、18年12月15日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年7月15日及び18年12月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年7月15日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額の記録を80万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年12月15日に係る標準賞与額については、事後訂正の結果80万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の59万5,000円と記録されているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月15日
② 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入記録では、A社で申立期間①に支給された賞与の記録が無く、また、申立期間②に支給された賞与の額が低く記録されていることが分かったので、事業主が年金事務所に訂正届を提出したが、時効により保険料を納付することができず、年金額の計算の基礎とされない記録のままとなっている。

事業主から保険料控除を確認できる賃金台帳を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を年金給付に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、平成16年7月15日及び18年12月15日は80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年7月15日及び18年12月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年7月15日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額の記録を80万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年12月15日に係る標準賞与額については、事後訂正の結果80万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の59万9,000円と記録されているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月15日
② 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入記録では、A社で申立期間①に支給された賞与の記録が無く、また、申立期間②に支給された賞与の額が低く記録されていることが分かったので、事業主が年金事務所に訂正届を提出したが、時効により保険料を納付することができず、年金額の計算の基礎とされない記録のままとなっている。

事業主から保険料控除を確認できる賃金台帳を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を年金給付に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、平成16年7月15日及び18年12月15日は80万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年7月15日及び18年12月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成16年7月15日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額の記録を20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成18年12月15日に係る標準賞与額については、事後訂正の結果30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の24万2,000円と記録されているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月15日
② 平成18年12月15日

厚生年金保険の加入記録では、A社で申立期間①に支給された賞与の記録が無く、また、申立期間②に支給された賞与の額が低く記録されていることが分かったので、事業主が年金事務所に訂正届を提出したが、時効により保険料を納付することができず、年金額の計算の基礎とされない記録のままとなっている。

事業主から保険料控除を確認できる賃金台帳を提出するので、申立期間の標準賞与額の記録を年金給付に反映されるように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に支給された賞与から、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳の保険料控除額から、平成16年7月15日は20万円、18年12月15日は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成16年7月15日及び18年12月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月25日から48年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を47年10月25日に、資格喪失日に係る記録を48年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月1日から50年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を48年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年4月から49年9月までは5万2,000円、同年10月から50年4月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月25日から48年2月1日まで
② 昭和48年4月1日から50年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

昭和46年頃にA社に入社し、53年10月まで同社でB業務従事者として継続して勤務したのに、申立期間の加入記録が無く、また、C社等、聞いたこともなければ勤務した記憶もない会社での加入記録が有る。

申立期間は、A社で勤務しており、同社から給与を支給されて、保険料も控除されていたはずなので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年頃から53年10月までA社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、オンライン記録によると、申立人は、

47年9月1日にC社において被保険者資格を取得し、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年10月25日に同資格を喪失した後、D社が適用事業所となった48年2月1日に同社で被保険者資格を再取得し、同年4月1日に同資格を喪失していることが確認できる。また、50年5月1日にA社で被保険者資格を取得しており、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。

しかし、申立人及び複数の元同僚の具体的かつ詳細な陳述から判断すると、申立人が、申立期間①及び②において、A社で勤務していたことが推認できる。

また、A社の申立期間当時の事業主は、「時期は定かではないが、A社の資金繰りが悪くなり、C社及びD社等の関連会社を設立して資金調達をしていた。」としているところ、商業登記の記録により、同人が、当該複数の会社において、役員に就任していることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社での厚生年金保険被保険者記録がある期間だけでなく、C社等で被保険者記録がある期間及び申立期間についても、A社から給与を支給されていた。」旨陳述しているところ、当該元事業主は、「私が全ての関連会社において、給与計算及び社会保険事務の責任者であった。」と陳述している。

以上のことから、申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できるA社、C社、D社及びE社は、いずれもA社の元事業主が実質的に経営する関連会社であったと考えられる。

また、複数の元同僚が、申立人の勤務形態及び業務内容は、時期及び勤務地にかかわらず変化しなかったとしている上、そのうちの一人は、「申立期間当時は、社員であれば必ず厚生年金保険に加入していた。」旨陳述しているところ、申立人が自身とほぼ同時期にA社に入社したとする者は、昭和46年9月1日から53年2月26日まで同社で厚生年金保険被保険者となっていることが、オンライン記録により確認できる。さらに、申立人が一緒に勤務していたとしているものの、申立人と同様に前述の関連各社において被保険者記録がある者について、当該元事業主は、「入社から退社まで、継続してA社で勤務していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を、事業主（A社）により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間及びその前後の期間における申立人並びに同年配の元同僚に係る厚生年金保険被保険者記録から、昭和47年10月から48年1月までは4万8,000円、同年4月から49年9月までは5万2,000円、同年10月から50年4月までは5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は不明であるとしているものの、申立期間①については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険整理番号

の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年10月から48年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、厚生年金保険の加入記録における資格取得日が、雇用保険の加入記録における資格取得日と同じ昭和50年5月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る48年4月から50年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から11年1月26日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社が運営する店舗で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の支給額と比べて大幅に相違していることが分かった。申立期間の保険料控除額は、それ以前と比較して変化はなかったため、申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元役員の一人は、「申立期間当時、会社の業績が悪く社会保険料の未納が数千万円になったため、標準報酬月額を、3人の役員全員については9万8,000円、役員以外で報酬の高かった従業員9人については、それまでの3分の2程度に減額する届出を行った。当該届出後も、従前の高い標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除していた。」と陳述しているところ、当該事業所に係るオンライン記録を見ると、申立人を含む12人の標準報酬月額が、平成7年4月1日付けの随時改定において、おおむね当該役員の陳述どおりの割合で減額されていることが確認できる。

また、申立期間当時、A社が運営するB社に勤務し、オンライン記録によると、申立人と同様に随時改定により標準報酬月額が従前の3分の2に減額されている者は、申立期間に係る給与支払明細書を保管しており、それによると、当該随時改定以降も従前どおりの金額の給与が支給されており、かつ、従前の高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が継続して控除されていることが

確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額 41 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっている上、元事業主から回答が得られないため不明であるものの、推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立期間について、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年12月29日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の支給額と比べて相違していることが分かった。保管している給料明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成9年4月から同年10月までの期間及び同年12月から10年11月までの期間の給料明細書において確認できる報酬月額並びに厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料を給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成9年4月から同年10月までの期間及び同年12月から10年11月までの期間は17万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成9年11月については、申立人は給料明細書を保管していないものの、その前後の期間に係る給料明細書、事業主の陳述及び同僚の保管する給料明細書によると、当該期間を通じて、その前後の期間と同額程度の給与が支給され、同額の厚生年金保険料が継続して控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成9年11月において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料が給与から控除されていることが認められることから、同年11月の標準報酬月額は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は保管しておらず、届出及び保険料納付については不明である旨陳述しているものの、申立人の給与収入を証明する書類等から推認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人について、社会保険事務所（当時）の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和28年5月11日に訂正し、同年5月から29年2月までの標準報酬月額を8,000円に、また、同社C営業所における資格喪失日に係る記録を30年1月25日に訂正し、29年12月の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の昭和28年5月11日から29年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人の昭和29年12月26日から30年1月25日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月11日から29年3月1日まで
② 昭和29年12月26日から30年1月25日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。夫は申立期間①については、A社D営業所から同社C営業所に異動になり、申立期間②は、同社C営業所から再度、同社D営業所に異動したが、継続して勤務したので申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び申立人から婚姻前のその妻宛ての書簡等から判断すると、申立人は、申立期間①及び②においてA社D営業所及び同社C営業所に継続して勤務し（昭和28年5月11日にA社D営業所から同社C営業所に異動、30年1月25日に同社C営業所から同社D営業所に異動）、当該期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和29年3月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社C営業所における同年11月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているものの、事業主による申立てどおりの資格取得届並びに申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和29年3月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る28年5月から29年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和56年6月2日）及び資格取得日（昭和56年8月20日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月2日から同年8月20日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、C業務の仕事をしており、申立期間も継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社において昭和55年3月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、56年6月2日に資格を喪失後、同年8月20日に同社において資格を再取得しており、同年6月及び同年7月の申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び「申立人が一度退職して再就職したことはなく、継続して勤務していた。」との事業主の陳述から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、同僚の一人は、「申立人は、勤務期間中の仕事の内容に変わりはないし、一度退職して再就職したり、長期間休暇を取ったこともなかった。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和56年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和63年11月は28万円、平成元年2月は30万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円、同年5月から同年7月までは26万円、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、2年1月は22万円、同年2月は26万円、同年3月は22万円、同年4月から同年7月までは26万円、同年8月は22万円、同年9月から3年1月までは26万円、同年2月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月から4年6月までは30万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月から5年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月から同年6月までは30万円、同年7月は28万円、同年8月から同年10月までは30万円、同年11月は28万円、同年12月は30万円、6年1月は28万円、同年2月から同年9月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から平成6年10月1日まで
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額と相違している。給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、申立期間のうち、昭和 63 年 11 月は 28 万円、平成元年 2 月は 30 万円、同年 3 月は 28 万円、同年 4 月は 30 万円、同年 5 月から同年 7 月までは 26 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 24 万円、同年 10 月は 28 万円、同年 11 月は 26 万円、同年 12 月は 28 万円、2 年 1 月は 22 万円、同年 2 月は 26 万円、同年 3 月は 22 万円、同年 4 月から同年 7 月までは 26 万円、同年 8 月は 22 万円、同年 9 月から 3 年 1 月までは 26 万円、同年 2 月から同年 7 月までは 30 万円、同年 8 月は 28 万円、同年 9 月から 4 年 6 月までは 30 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 28 万円、同年 9 月から 5 年 1 月までは 30 万円、同年 2 月は 28 万円、同年 3 月から同年 6 月までは 30 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 8 月から同年 10 月までは 30 万円、同年 11 月は 28 万円、同年 12 月は 30 万円、6 年 1 月は 28 万円、同年 2 月から同年 9 月までは 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られなかったものの、申立期間のうち、昭和 63 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成元年 2 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間について、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額と、オンラインに記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 63 年 12 月 1 日から 64 年 1 月 1 日までの期間については、申立人は給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を保有しておらず、当該期間における申立人の保険料控除額を判断することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和 64 年 1 月 1 日から平成元年 2 月 1 日までの期間については、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に記録されている申立人の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年8月1日から31年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を29年8月1日に、資格喪失日に係る記録を31年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和32年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C営業所における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月1日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C営業所における資格喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年8月1日から31年7月1日まで
② 昭和32年1月1日から同年2月1日まで
③ 昭和36年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和29年5月1日にA社に入社し、37年8月1日まで継続して勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間は、厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の陳述内容、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述及び申立期間後に申立人とともに研修を受講したとする同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間について同社に継続して勤務し（昭和29年8月1日にA社D営業所から同社C営業所に異動、31年7月1日に同社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立期間当時の資料が保存されていないため、申立期間の厚生年金保険料の納付の状況については不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合は、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年8月から31年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間前の被保険者記録が確認できる同僚の陳述等から判断すると、申立人は申立期間について同社に継続して勤務し（昭和32年1月1日にA社D営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和32年2月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立期間当時の資料が保存されていないため、申立期間の厚生年金保険料の納付の状況については不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、A社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の被保険者記録が確認できる同僚の陳述等から判断すると、申立人は申立期間について同社に継続して勤務し（昭和36年5月1日にA社C営業所から同社E営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和36年3月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、申立期間当時の資料が保存されていないため、申立期間の厚生年金保険料の納付の状況については不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 26 日から 41 年 2 月 16 日まで
② 昭和 41 年 8 月 21 日から 42 年 8 月 21 日まで
③ 昭和 42 年 12 月 21 日から 44 年 1 月 21 日まで
④ 昭和 44 年 1 月 28 日から同年 2 月 26 日まで
⑤ 昭和 45 年 11 月 4 日から同年 11 月 28 日まで

年金事務所の記録では、私がA社、B社、C社、D社及びE社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②と③の間の1事業所及び申立期間④と⑤の間の2事業所に係る計3回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている上、未請求となっている被保険者期間のうち、F社に係る被保険者期間については15か月と比較的長期間であること等から、申立人が未請求となっている3回の被保険者期間の全てを失念して脱退手当金の請求手続を行ったとは考え難い。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同一時期（おおむね2年以内）に脱退手当金の受給資格を満たして、厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性の被保険者は一人みられるものの、当該被保険者に係る脱退手当金の支給記録は確認できない上、同社では、「1か月

も勤務していなかった申立人の脱退手当金の請求手続を行ったはずがない。」旨回答していることから、事業主による代理請求が行われた状況はうかがえない。

さらに、申立期間と未請求となっている3回の被保険者期間は、前述のとおり、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されているが、同一の記号番号で管理されている8回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間が未請求となっていることは、事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月22日は36万8,000円、16年12月31日は35万9,000円、19年12月27日及び20年8月8日は33万4,000円、同年12月31日は32万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月22日
② 平成16年12月31日
③ 平成19年12月27日
④ 平成20年8月8日
⑤ 平成20年12月31日

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、平成15年8月、16年12月、19年12月、20年8月及び同年12月に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

しかし、申立期間に係る賞与明細を見ると、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことがわかるので、当該期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人及びA社提出の賞与明細から、申立人は、同法人から申立期間①、②、

③、④及び⑤に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人及びA社提出の賞与明細において確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成15年8月22日は36万8,000円、16年12月31日は35万9,000円、19年12月27日及び20年8月8日は33万4,000円、同年12月31日は32万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年8月22日、16年12月31日、19年12月27日、20年8月8日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年6月21日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を同年6月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和51年3月21日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C営業所における資格取得日に係る記録を同年3月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月31日から同年7月1日まで
② 昭和51年3月21日から同年4月1日まで

A社を定年退職したときに見た会社の資料には、私の入社日が昭和42年5月31日と書かれていたように記憶しているが、年金事務所の記録では、同社での最初の厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年7月1日となっている(申立期間①)。また、私は、51年3月21日に同社D営業所から同社E営業所に転勤したが、同年3月21日から同年4月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっている(申立期間②)。

私は、申立期間も継続してA社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、F年金基金の加入者記録票に記載された申立人の入社年月日及びA社の回答内容等から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年6月21日から同年7月1日までの期間もA社D営業所(厚生年金保険は、A社B営業所で適用)に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時のA社での社会保険事務を担当したとする元従業員は、「A社では、従業員の厚生年金保険被保険者の資格取得日は入社日と同じ日としており、月の途中で採用した者を翌月の1日付けで資格を取得させるような取扱いは行っていなかった。申立人の入社日が昭和42年6月21日であれば、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年7月1日になっているのはあり得ないし、同年7月支給の給与から同年6月の厚生年金保険料が控除されていたと考えるのが自然だと思う。」旨回答している。

さらに、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる元従業員4人は、「A社B営業所では、試用期間があったが、採用と同時に厚生年金保険に加入した。」旨回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年6月21日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和42年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、厚生年金保険及び雇用保険の加入記録における資格取得日がいずれも昭和42年7月1日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和42年5月31日から同年6月21日までの期間について、A社は、「当社には、申立期間当時の賃金台帳等の資料が残存しないため、当該申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除の状況等は不明であるものの、前述のとおり、申立人の入社日は昭和42年6月21日と考えられる。」旨回答している。

また、A社B営業所に係る前述の被保険者名簿から、申立人を採用したとされる上司を含む申立期間に被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したものの、当該申立期間における申立人の在籍及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間①のうち、昭和42年5月31日から同年6月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 42 年 5 月 31 日から同年 6 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及びF年金基金の加入者記録から判断すると、申立人は、申立期間を含めてA社に継続して勤務し（昭和 51 年 3 月 21 日にA社D営業所から同社E営業所（厚生年金保険は、A社C営業所で適用）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和 51 年 4 月の社会保険事務所の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和44年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月20日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、当時、A社C営業所から同社B営業所に異動しただけであり、申立期間も同社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社提出の申立人に係る社員名簿から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和44年11月20日にA社C営業所から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和44年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の資格取得日を昭和44年12月1日と届け出たとしている上、事業主保管の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における資格取得日は、オンライン記録どおりの同年12月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成5年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

全てではないが、申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、平成5年9月は32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答は得られない上、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成5年8月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から6年2月1日までの期間については、申立人提出の給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することから、「特例法」による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成5年1月1日から同年8月1日までの期間については、申立人は給与明細書等を保管していないところ、オンライン記録において、申立人同様、同年1月1日付け随時改定により標準報酬月額が減額されていることが確認できる同僚提出の当該期間に係る給与明細書を見ると、同人に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく額と同額の保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年4月16日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から13年5月16日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年10月から同年12月までは41万円、11年1月から同年8月までは38万円、同年9月から13年4月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月16日から13年5月16日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。
申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成6年4月16日から10年10月1日までの期間については、オンライン記録によれば、申立人に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、同年4月9日付けで、6年4月16日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人提出の給与支払明細書を見ると、当該期間において、41万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が継続して控除されていたこ

とが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人以外に事業主及び元同僚（いずれも取締役）二人についても、申立人と同日付けで、申立人と同様に平成6年4月16日に遡って標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票により、遡及訂正が行われた当時、同社は社会保険料を滞納していたことが確認できる。

一方、商業登記の記録により申立人は、申立期間にA社の取締役であったことが認められるが、申立人は、「B業務を担当しており、社会保険事務には関与していなかった。」としているところ、事業主も、申立人と同内容の陳述をしている。

以上の事実を総合的に判断すると、申立人について、平成6年4月16日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成10年10月1日から13年5月16日までの期間については、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により9万8,000円と記録されているところ、当該決定について遡及訂正処理をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見受けられない。そこで、当該期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額から、当該期間のうち、平成10年10月から同年12月までは41万円、11年1月から同年8月までは38万円、同年9月から13年3月までは36万円とすることが妥当である。

また、当該期間のうち、平成13年4月については、申立人は給与支払明細書を所持していないものの、前の期間である11年9月から13年3月までの期間は、給与支払明細書により厚生年金保険料控除額が同額であることが確認できる上、雇用保険の加入記録における申立人の離職日直近6か月に係る平均賃金月額と、12年11月から13年3月までの5か月分の給与支払明細書の報酬月額がおおむね符合することから判断して、同年4月も直前の期間と同額の保険料が控除されていたと認められることから、当該

期間の標準報酬月額は 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、オンライン記録における標準報酬月額が、上記により認められる標準報酬月額と長期にわたり一致していないことから、申立期間のうち、平成 10 年 10 月 1 日から 13 年 5 月 16 日までの期間について、事業主はオンライン記録どおりの報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成8年12月1日から10年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が24万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から11年9月21日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。夫が同社を退職後の離職票には、給与が30万円ぐらいと記載されていたことを覚えている。

夫の申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年12月1日から10年10月1日までの期間については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたところ、9年11月14日付けで、8年12月1日に遡って、9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、当該遡及訂正は、1回の定時決定（平成9年10月）を超えて行われており、新たに別途1回の随時改定（平成8年12月）が追加される等、不自然な処理となっている。

また、オンライン記録によると、元従業員6人についても、申立人と同日に標準報酬月額の遡及訂正処理が行われている。

さらに、年金事務所提出のA社に係る債権記録リストにより、遡及訂正が行われた当時、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、商業登記の記録によれば、申立人はA社の役員ではなく、申立人の妻は、「申立人はB職であった。」としているところ、元同僚一人も申立人について同内容の陳述をしている。

これらを総合的に判断すると、平成9年11月14日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人について、8年12月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の平成8年12月1日から10年10月1日までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成7年6月1日から8年12月1日までの期間及び10年10月1日から11年9月21日までの期間については、遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

また、当該期間のうち、平成10年10月1日から11年9月21日までの期間については、前述の9年11月14日付け遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月）において9万8,000円と記録されているところ、当該決定について遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

さらに、申立人の妻は、申立人がA社を退職後の離職票には、給与が30万円ぐらいと記載されていたことを覚えていると申し立てしているところ、雇用保険の加入記録によると、申立人の同社における退職前6か月間の平均賃金月額は約35万円であることが確認できる。しかし、申立人は、既に死亡しており、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料が、その主張する標準報酬月額に基づく額であったか否かについて、これを明らかにする給与明細書等の資料が無く、保険料控除額を確認することができない。

加えて、A社は、平成12年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主に照会するも回答が得られず、同社等から申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することもできない。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成14年3月1日、資格喪失日が19年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月30日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月30日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。退職年月日及び保険料控除が確認できる退職金支給明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の退職金支給明細書及び事業主の陳述から、申立人は申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与(退職金)から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の退職金支給明細書で確認できる社会保険料額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成19年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間についてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月1日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。賞与明細により、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社提出の賞与明細から、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細の保険料控除額から150万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年11月1日から12年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成12年10月1日から13年1月1日までの期間及び15年4月1日から同年6月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、12年10月から同年12月までは44万円、15年4月及び同年5月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年11月1日から12年10月1日まで
② 平成12年10月1日から18年3月23日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が20万円と記録されていることが分かった。申立期間は、交通費を含めると、毎月44万円から45万円までの給与を支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録において、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、平成12年5月10日付けで、10年11月1日に遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額は、平成

10年11月1日の随時改定及び11年10月1日の定時決定により、20万円と記録されているが、申立人提出の給与明細書を見ると、当該随時改定及び定時決定の算定基礎となる月に支給された給与支給額は44万円であり、オンライン記録と相違していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間のA社における二人の取締役についても、申立人と同日付けの処理により、平成10年11月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

加えて、A社に係る滞納処分票によると、同社は、平成15年4月から保険料を滞納していたことが確認できる。

一方、商業登記の記録を見ると、申立人は、上記遡及訂正が行われた平成12年5月当時、A社の取締役であったことが確認できるが、申立人自身は、「私は、B職としてA社に勤務しており、社会保険事務には関与しておらず、標準報酬月額の変更について説明を受けたこともない。」としているところ、複数の元従業員も、「申立人は、B職又はC職であった。」と陳述しており、上記の滞納処分票を見ても、事跡欄に申立人の氏名は確認できない等、申立人が、遡及訂正当時に同社の社会保険事務に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人について、平成10年11月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により20万円と記録されているところ、当該決定について遡及訂正処理をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見当たらない。

そこで、当該期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成12年10月から同年12月までは44万円、15年4月及び同年5月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成18年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、

申立期間当時の事業主は既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、平成13年1月1日から15年4月1日までの期間及び同年6月1日から17年12月1日までの期間については、申立人提出の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、平成17年12月1日から18年3月23日までの期間については、給与明細書は保管されていないが、i) 17年12月については、前後の月の保険料控除額から、当該月の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額も、オンライン記録の標準報酬月額に一致していると考えられ、ii) 18年1月及び同年2月については、申立人提出の給与所得の源泉徴収票から推認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から52年3月まで

私は、昭和48年10月に結婚後、同年12月に会社を退職し、夫も当時は国民年金に加入していなかった。

しかし、夫婦の年金手帳を見ると、共に私が会社を退職した昭和48年12月に国民年金に加入したことになっていることから、私が退職後すぐに、私の厚生年金保険から国民年金への切替手続と、夫の加入手続を一緒に行ったものと思われる。

それ以来、私が夫婦の国民年金保険料を毎月遅れることなく納付してきたのに、夫は国民年金に加入して以降の保険料を60歳まで全て納付済みであり、私だけ加入当初の申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫に係る国民年金の加入時期等を調査すると、それぞれの国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人の夫は、申立人が会社を退職した2か月後の昭和49年2月頃に、申立人は、その約3年後の52年4月頃に加入手続が行われたものと推定され、ともに申立人が会社を退職した48年12月まで遡って、強制加入被保険者の資格を取得していることがオンライン記録等により確認できる。この場合、申立人の夫は、自身の加入手続が行われた時点から、申立期間の国民年金保険料を遅滞なく現年度納付することが可能であるが、申立人については、自身の加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、一部の期間は制度上、時効により保険料を納付できない期間である。

また、会社退職後における国民年金の強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、基本的に会社を退職し

厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日に取得するものとされているため、オンライン記録上、加入手続時に遡って被保険者資格を取得していることが確認できるが、その記録は、申立人が所持する申立人及びその夫の年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日」と一致していることから、申立期間のうち、時効成立前の納付が可能な期間は加入手続前の期間であり、保険料を遡って納付することとなるが、申立人は、国民年金に加入して以降、夫婦の保険料を遡って納付するようなことはなかったと陳述している。

さらに、申立人が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料をその夫と一緒に遅滞なく現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人に退職当時における加入手続の状況について改めて事情を聴取したが、昔のことであり具体的なことはよく覚えていないと陳述している。

加えて、申立期間は3年間以上に及び、この間、申立人の納付記録のみが連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月及び同年 6 月

私が生社を退職した昭和 63 年 5 月頃、私又は母のどちらかが A 市役所に電車で行き、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。

母が、B 銀行の窓口又は C 郵便局の窓口で、申立期間の国民年金保険料を毎月納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者資格の取得記録から、平成 3 年 11 月頃に払い出されていることが確認でき、申立人に係る D 市保管の「国民年金被保険者資格・種別変更・種別確認（第 3 号被保険者該当）届書」を見ても、同年 11 月 8 日に当該届出が行われていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、この頃に行われたものと推定でき、昭和 63 年 5 月頃に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、この加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和 63 年 5 月頃、A 市で国民年金の加入手続をしたと申し立てている。しかし、申立人が最初にもらったとする年金手帳を見ると、住所欄には申立人が同年 7 月から居住していた D 市の住所が記載されており、国民年金手帳記号番号の横に「D」のゴム印が押されていることが確認できるが、A 市役所で国民年金の加入手続が行われた事跡は見られない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払

出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人及びその母親から申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6095

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年9月まで
私は、国民年金への加入手続をした記憶がないが、会社を退職した昭和52年3月頃に、A市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、同市役所B出張所で納付した。
申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者資格の取得記録から、昭和61年9月頃に払い出されており、この頃に申立人は国民年金の加入手続を行ったと考えられるが、この加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

また、申立人は、昭和52年頃にA市役所B出張所で申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、昭和49年度以降の保険料収納は、同市の出張所では行われていない。

さらに、申立人は、昭和60年2月にA市C地区へ転居したと陳述しているが、申立人が所持する年金手帳を見ると、住所欄の最初に「A市C地区」と記載されており、申立人は当該手帳以外に年金手帳をもらったことがないと陳述していることから、申立人が申立期間に国民年金に加入していた事情はうかがえず、申立人の陳述から申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和36年4月頃に、父が私の将来のことを考えて国民年金に加入してくれたと思う。申立期間当時も父が経営する店は繁盛しており、35年4月から2年間A県の学校に通っていたが、その授業料も寮費も父が出してくれていた。

両親共に亡くなっており確認はできないが、父が私の国民年金保険料を納めてくれていたと思うので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の被保険者の加入記録から、昭和39年8月頃に加入手続を行ったと推定でき、申立人の父親が36年4月頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、当該加入手続時点において、申立期間のうち、昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

さらに、申立期間のうち、昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、その父親から保険料納付については何も聞いていないと陳述している。また、保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に亡くなっており、ほかに、申立期間の保険料納付を行っていたとする事情を酌み取るうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

加えて、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているその兄の保険料納付について、申立人は、その兄の保険料は申立人の父親が納付してい

たと思うと陳述しているが、その兄のオンライン記録を見ても、申立人と同様に、手帳記号番号の払出時点で現年度納付が可能であった昭和 39 年 4 月から国民年金保険料の納付が行われ、申立期間の保険料は未納の記録となっている。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から62年12月まで

私は、国民年金の加入手続を33歳の昭和62年頃にA市役所で行った。その時に、20歳から40年間の国民年金保険料を納付しないと満額の年金をもらえないと聞いたので、市役所で13年間の保険料の分割払いの手続を行い、B郵便局又はC銀行で納付した。

申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の被保険者の加入記録から、申立人は、平成元年7月ないし同年8月頃に加入手続を行ったと推定でき、昭和62年頃に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、当該加入手続時点において、申立期間のうち、昭和49年12月から62年5月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続時に、市役所で13年間の国民年金保険料を分割で納付する手続を行ったと申し立てているが、昭和62年当時は特例納付実施期間ではなかったことから、13年間の保険料を遡って納付することはできない。

加えて、申立人は、13年間の国民年金保険料の分割納付の手続について、保険料は総額で80万円から90万円までぐらいであり、月3万円から5万円までを納付したと陳述しているものの、それ以外の分割回数、納付期間等の具体的な陳述はなく、申立人が申立期間の保険料を納付したとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

また、申立期間は157か月と長期間であり、このような長期にわたり国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月

私は、平成9年3月に会社を退職し、離職票を持参して同年4月2日頃に市役所に行き、国民年金への再加入手続を行った。この当時、私は、国民年金のことはよく分かっていなかったため、担当者から言われるとおりに手続を行い、納付書により国民年金保険料を一緒に納付したはずだ。

また、記録上、私の厚生年金保険の資格喪失日は平成9年3月31日となっており、強制加入の場合、喪失日と同日に国民年金の資格を取得するはずなのに、その資格取得日は同年4月1日となっていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったと思える。

行政側の指示どおりにした私に非はないと思えるので、申立期間の記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間である平成9年3月については、i) 申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄において、申立人が同年4月1日付けで第1号被保険者資格を取得し、同年4月から国民年金に再加入している旨記載されていること、ii) A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収滞納一覧表において、未加入期間と記録されていることが確認できることから、申立人に係る加入手続が行われた際、未加入期間として取り扱われたものと推認される。これらの状況はオンライン記録の内容とも一致し、未加入期間として取り扱われた場合、納付書は発行されず、申立期間の保険料が納付されたものとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から60年3月まで

母親の看護のために勤めていた会社を辞め、昭和58年9月頃、私は会社から返却された年金手帳を持ってA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号を取得した。

申立期間の国民年金保険料については、加入手続時に市役所の年金窓口で何か月分かを納め、その後もおよそ3か月ごとに市役所の年金窓口で納付書によらず現金のみで納付した。その時、領収証書を請求したが、帳簿で管理しているので大丈夫だと言われ、発行されなかった。

申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年9月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及び申立人の手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入被保険者の加入状況から60年9月頃と推認され、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、加入手続時に市役所の年金窓口で何か月分かを納め、その後もおよそ3か月ごとに、年金窓口で納付書によらず現金のみで納付したとしているが、A市は、同市の保険料の収納方式は昭和49年度から納付書方式となっており、市役所の年金窓口では保険料の収納は行わず、納付書により金融機関で納付するよう案内していたとしており、当時の同市における保険料の取扱いと一致しない。

さらに、申立人が加入手続を行ったと推認される時点において、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるが、申立人は、加入手続時

に市役所の年金窓口で申立期間に係る過年度納付書を発行してもらったり、申立期間について督促を受けた記憶はなく、申立期間の保険料については、遡って納付していないとして現年度納付を主張している上、そのほか申立人が申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの期間、55年10月から56年3月までの期間及び61年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで
② 昭和55年10月から56年3月まで
③ 昭和61年4月から平成元年3月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の全てを母に任せており、申立期間を含む国民年金加入期間の全ての保険料は、母が自身及び弟妹の分と一緒に納付してくれているはずである。

母は常々、国民年金は大事だと言っており、私だけでなく弟及び妹の国民年金保険料も納付していたはずであるが、現在は高齢のため保険料納付の詳細は覚えていない。私自身も国民年金に関わっていなかったため、申立期間の保険料納付の具体的な状況は分からないが、申立期間の保険料が納付されていないとは考えられないので、調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、その母親が申立人を含む家族の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたその母親は高齢のため陳述を得ることはできないため、申立期間の保険料納付についての詳細は不明である。
- 2 申立期間①について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年10月頃に払い出されていることが確認でき、この時点では当該期間は遡って納付する期間となるが、申立人の母親は当該期間を現年度納付していることが、A市の国民年金被保険者名簿から確認でき、申立人の母親の保険料と一緒に納付したとする申立内容と符合しない。
- 3 申立期間②について、申立人に係る特殊台帳を見ると、当該期間の保険料は

昭和 60 年 5 月 17 日に納付された後、還付されていることが確認でき、納付時点では、既に時効により保険料を納付できない期間であったため還付されたものと推認され、申立人の母親と一緒に納付していたとする申立人の弟妹についても、申立人と同日に納付された後、同様に還付又は充当処理されていることが確認できる。

また、申立人の母親について、申立期間②に当たる国民年金保険料は、その母親が 60 歳到達後の昭和 57 年 11 月 15 日に過年度納付されていることが、A 市の国民年金被保険者名簿により確認できる。

- 4 申立期間③について、申立人の納付記録を見ると、昭和 61 年 4 月から平成 2 年 2 月までに平成元年度の国民年金保険料が納付されるまで未納が続いており、一緒に納付していたとする申立人の弟妹についても、その妹は昭和 61 年 4 月から平成元年 1 月までに昭和 63 年度の保険料が納付されるまで、その弟は昭和 61 年 4 月から平成元年 12 月までに昭和 62 年 10 月以降の保険料が納付されるまでは未納が続いている。

また、申立期間③は 3 年にも及び、この間継続して行政側の事務的過誤により記録漏れが生じたとは考え難い。

- 5 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 6 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6101

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年6月まで

私は、勤めていた会社を退職後、昭和61年4月頃にA市役所のB出張所又はC出張所で国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を1か月ごとに納付書により、どちらかの出張所の窓口又は金融機関で支払った記憶がある。また、5年ほど前にD社会保険事務所（当時）で私の年金記録を確認した時、「未納期間は無い。」と言われたので、申立期間が未納とは考えられない。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月頃に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号が払い出されている第3号被保険者の事務処理日から、63年10月頃に払い出されていることが確認できる上、申立人の同年7月30日付けの第3号被保険者資格の取得手続が、同年10月に行われていることから、申立人の加入手続はこの頃に行われたと推認され、この時点では、申立期間は制度上、時効により納付できない期間となる。

また、申立人に係るA市の納付記録を見ると、推認される加入手続時点で、納付可能な昭和61年7月まで遡って保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は所持している婚姻後の氏名及び住所が記載された年金手帳のほか、別の手帳が交付されたかどうか覚えていない上、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、各種氏名検索を行ったほか、申立期間につ

いて国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6102

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から57年3月まで

私は会社を退職した翌月の昭和56年1月に、国民年金に加入した。加入手続とその後の国民年金保険料の納付は妻に任せていたので細かいことは分からないが、妻が納付している期間なのに、私が未納になっているというのはおかしいと思う。調査の上、私の年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職した翌月の昭和56年1月に、国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、57年12月に払い出されていることが確認でき、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿には、同市が加入手続の処理日であるとする「57.12.7」のゴム印が押されていることから、申立人はこの頃に加入手続を行ったと推認され、申立内容と異なっている。

また、申立人の加入手続が行われたと推認される時点からすると、申立期間は過年度納付が可能であるが、申立人の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその妻は、遡って過去の保険料を納付したことはないと陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその妻は保険料納付等に係る記憶が曖昧であり、加入手続及び納付状況が不明である上、

申立人が申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から平成2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から平成2年10月まで

国民年金の加入については、父に任せていたのではっきりとは分からないが、昭和36年12月頃、父が手続を行ったはずである。

加入後の国民年金保険料についても、父が納付しており、また、昭和39年10月に結婚後は、夫が自宅に来た集金人に夫婦二人分を一緒に納付してくれていたはずである。

国民年金保険料の納付状況についても、全て父又は夫に任せていたので、全く分からないが、時には自分自身で自宅に来た集金人に納付したこともあり、その際には、台帳に印鑑を押してもらっていた。

納付方法及び納付金額は不明であり、領収証書を受け取った記憶もなく、国民年金手帳についても何も覚えていないが、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年12月頃に、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれており、また、結婚後は、申立人の夫が保険料を納付してくれていたはずであるとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、申立ての約9年後の昭和45年7月30日に払い出されており、加入時期が符合しない上、国民年金保険料の納付に係る具体的な陳述もなく、申立期間の保険料納付の状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、昭和36年12月から42年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、43年1月から45年3月までの保険料は過年度保険料となり、

現年度保険料のみを取り扱うことが通例であるA市の集金人に納付することはできない。

さらに、申立人は、結婚後の国民年金保険料については、その夫が、自身の保険料と一緒に、自宅に来た集金人に納付していたとしているものの、オンライン記録を見ると、申立人の夫についても、結婚後における保険料納付の事跡は全く無い。

加えて、A市C区（当時は、A市D区）保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、「無年金者」及び「拒否」の押印が確認できる。

この点について、日本年金機構では、「申立人が昭和61年2月にA市D区へ転居した後の国民年金被保険者名簿の作成時点等において、その後60歳到達まで国民年金保険料を完納したとしても、年金受給権を得るために必要な納付月数を確保できない状況であることが確認できたために、当該被保険者名簿に「無年金者」と押印され、また、申立人自身、何らかの理由でそれまでに保険料の納付を拒否した経緯があったことが推認され、その旨も押印されたものと考えられる。」と説明している。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間は28年11か月に及んでおり、これほど長期間にわたって保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難く、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から同年8月まで

私は、国民年金に加入したが、当時は学生であり、国民年金保険料を納付することができない状態であったので、加入と同時に免除の手続を行った。

大学卒業後、時期ははっきり覚えていないが、免除期間の国民年金保険料について、働いて納付できる金額が用意できた都度、追納していたはずである。

今回、自身の年金記録を見て、申立期間が免除期間のままであることを知ったが、当該期間の国民年金保険料についても追納しているはずであるので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間直前である平成3年9月から4年3月までの国民年金保険料について、時効到来直前の13年8月16日に追納申出を行い、同年同月20日に追納を行っていることが確認でき、この頃に申立人が追納を開始したことがうかがえるところ、申立期間直後の4年9月から5年3月までの期間及び同年4月から6年3月までの期間については、ともに14年9月3日に追納申出を行い、同年同月17日及び同年10月29日に追納を行っていることが確認できるが、申立期間については追納申出がなされた形跡は確認できない。

また、上記のとおり、申立期間直後の平成4年9月から5年3月までの期間及び同年4月から6年3月までの期間については、ともに14年9月3日に追納申出を行っていることから、この追納申出時点からみて、申立期間の国民年金保険料については、時効により、追納することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人は、追納を始めた時期及び追納期間などについては、はっきりと覚えていないと陳述していることから、追納保険料に係る具体的な納付状況は不明である。

加えて、申立人が追納を開始した当時は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当時の保険料の収納事務が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料について、追納を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年3月まで

申立期間当時、私は学生だったので、A市役所へ免除の相談に行き、申請書を記載した記憶がある。母が、免除が認められないとの通知を受け取ったので、私が、申立期間の国民年金保険料をA市役所の窓口又は市役所の中にある金融機関で納付したと思う。

申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年10月に職権により払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能である。

しかし、オンライン記録を見ると、平成9年4月7日に申立期間の未納保険料に対する過年度納付書が発行されていることが確認できることから、申立期間の国民年金保険料は現年度納付されなかったものと考えられる。

また、申立人は、A市役所の窓口又は市役所の中にある金融機関で申立期間の国民年金保険料を納付したと思うと陳述しているが、制度上、過年度保険料は市役所の窓口で納付することはできず、A市では、「市役所内に開設している金融機関では、過年度保険料の収納は行っていない。」と回答している。

加えて、申立人の希望により口頭意見陳述を行ったところ、申立人は、申立期間の国民年金保険料の学生免除の申請をしたが却下されたので、当該保険料を納付することとしたとその経緯を述べた上で、「学生免除のための申請書を緊張して記載した記憶がある。」と陳述しており、申立人の母親は「免除が認められないとの通知を受け取った。通知は手書きではなく、機械で印字したも

のが郵便で来た。」と陳述している。

しかしながら、申立期間を含む昭和 60 年度以降の免除申請手続については、申請受付後の事務処理が機械化されており、申請日、免除対象期間及び承認日・却下日等が登録されるが、申立人に係るオンライン記録を見ても、これらの記録は確認できず、オンライン記録に登録されないまま申立期間の免除申請の受付及び却下の通知が行われたとは考え難い。

さらに、申立人及びその母親に申立期間の国民年金保険料の納付に係る当時の事情を確認したが、免除却下の通知を受け取った時期、未納催告を受け取った時期並びに保険料納付の時期とこれらの時期の前後関係、納付月数及び納付金額等を覚えておらず、納付時の具体的な状況は不明であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな周辺事情を見いだすことはできなかった。

加えて、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間直後の平成 8 年 4 月及び同年 5 月の 2 か月の国民年金保険料が同年 12 月に、同年 12 月から 9 年 3 月までの 4 か月の保険料が同年 4 月にそれぞれ現年度納付されているが、これらについて申立人の記憶は明確でないことから、申立人が納付したとする申立期間の保険料はこれらの保険料であった可能性も否定できない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月から11年3月まで

私は、平成10年3月に会社を退職し厚生年金保険の被保険者でなくなったので、自ら国民年金に加入する手続きを行った。加入手続きの場所及び手続きの詳細はよく覚えていないが、退職後すぐに手続きしたと思う。

国民年金に加入後、時期は定かでないがまとまった未納期間の納付書が届いたので、10万円ほどの金額を納付した記憶があり、申立期間の国民年金保険料ではないかと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納の記録となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録における国民年金保険料の収納年月日を見ると、申立人は、申立期間直後の平成11年4月から同年7月までの保険料を同年9月1日にまとめて納付したのを契機に保険料納付を開始しており、以後は申立人が厚生年金保険被保険者資格を再取得する前月の13年2月まで、1か月ないし2か月ごとに保険料が納付されていることが確認できる。

また、申立人のオンライン記録の被保険者資格関係記録訂正処理票を見ると、申立期間に係る資格取得理由は、「適用漏れ」を示すコード「1」と記録されているが、申立人の陳述のとおり厚生年金保険被保険者資格を喪失してすぐに国民年金被保険者資格を取得した場合には、通常「2号からの移行」を示すコード「3」が記録される。

上記のことを踏まえると、申立人は、平成11年9月頃にA市で国民年金の加入手続きを行ったと考えるのが自然であり、10年3月に会社を退職した後すぐに手続きをしたと思うとの陳述と符合しない。

さらに、申立人は、遡った期間の国民年金保険料として10万円ほどの保険料を納付した記憶があり、申立期間の保険料ではないかと思うと陳述しているが、申立期間の保険料は17万2,400円となり、陳述と符合しない。

加えて、申立人に上記申立期間の国民年金保険料額について説明したところ、分割納付の可能性があるかと陳述したが、分割納付した際の保険料額及び納付回数等の具体的な陳述は得られなかった。

加えて、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、記録管理の強化が一層図られている上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていることを確認できる資料は無く、収納記録が欠落する可能性も低い。

また、申立人には、平成7年9月にB市で払い出された国民年金手帳記号番号が存在するが、当該手帳記号番号のオンライン記録を見ると、住所変更履歴が、8年4月に同市からC市に転出したままで、23年8月に基礎年金番号に記録統合されていることが確認できることから、当該手帳記号番号で、申立期間の国民年金保険料に係る納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号による納付の可能性について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号の払出し又は基礎年金番号の付番が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から9年3月まで

私は、大学を卒業する頃、現在も勤務している会社から、入社するに当たって年金手帳を持参するようにとの連絡を受けたが、年金手帳を所持していないと回答したところ、国民年金に加入し、学生時代の国民年金保険料を納付するよう指示を受けた。

そこで、平成9年3月ないし同年4月頃に、国民年金の加入手続を行ったが、手続を行った場所等の詳細については覚えていない。

当時は、まとまった金額を所持していなかったため、実家の母から援助してもらった20万円と自己資金の10万円を合わせた30万円ぐらいを申立期間の国民年金保険料として、平成9年3月ないし同年4月頃に、A郵便局で納付書を使用せずに一括納付した。

申立期間の国民年金保険料は、一括納付しているにもかかわらず未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録を見ると、申立人の基礎年金番号は平成9年3月に付番されていることが確認でき、申立人がこの頃に国民年金の加入手続を行ったと推定できる。この時点において、申立期間のうち、8年4月から9年3月までの国民年金保険料は現年度納付が可能であるが、申立人が所持する実家に転送されたとする同年4月16日にB市役所から発行された平成8年度分の現年度納付書を見ると未使用である。

また、申立人は、平成9年3月ないし同年4月頃に申立期間の国民年金保険料を一括で納付書を使用せずに郵便局で納付し、その際、領収書を1枚もらったように思うと陳述しているが、同年3月ないし同年4月頃に申立期間の保険

料を納付する場合、制度上、現年度納付書と過年度納付書の2通の納付書が必要となり、領収書も2枚受領することとなることから陳述と符合しない上、B市、C年金事務所及びA郵便局では、納付書が無い場合、国民年金保険料額及び保険料収納先等を確定できないため、申立期間の国民年金保険料を同市内の郵便局で納付することはできないと回答している。

さらに、申立人の国民年金の加入手続時点で、申立期間のうち、平成7年3月から8年3月までの国民年金保険料は、過年度納付が可能であり、オンライン記録を見ると、申立人に対して9年4月7日に過年度納付書が発行された記録が確認できるが、申立人は、現在所持している現年度納付書以外に納付書が届いた記憶がない。」と陳述している。

加えて、申立人自身が大学を卒業した後の9年4月から、赴任地が決定するまでは住所地が定かではなく、申立人の母親は、申立期間に係る納付書が郵送されてきた記憶はないと回答しており、申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる事情を酌み取ることはできなかった。

また、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降は、記録管理の強化が一層図られており、収納記録が欠落することは考え難い。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号による納付の可能性について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号の払出し又は基礎年金番号の付番が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 19 日から 40 年 4 月 1 日まで
② 昭和 41 年 6 月 2 日から 43 年 4 月 26 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人名義の記名・押印が確認でき、当該請求書の住所欄には支給決定当時の申立人の住所地が記載されていることが確認できる。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印が確認できるほか、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、脱退手当金裁定請求書には未請求の期間に係る事業所名が記載されていないことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正することを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便により、A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、同社の代表取締役であった妻の標準報酬月額と入れ替わって記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が、その妻の標準報酬月額と入れ替わって、7万2,000円と記録されていると申し立てているところ、申立人提出のA社に係る昭和63年度確定申告書控えを見ると、申立人の役員報酬手当は年額240万円と記載されている。

しかし、A社は、平成22年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社から申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間のA社における被保険者は、申立人及びその妻の二人のみであり、申立人の妻は事業主であったが何も分からないとしていることから、同人から申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することもできない。

さらに、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額記録に遡及訂正等不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正することを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正することを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から平成元年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、同社の取締役であった夫の標準報酬月額と入れ替わって高く記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額が、その夫の標準報酬月額と入れ替わって 22 万円と高く記録されているが、これは 7 万 2,000 円の誤りであるので訂正してほしいと申し立てている。

しかし、A社は、平成 22 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社取締役で申立人の夫から提出された同社に係る昭和 63 年度確定申告書控えを見ると、申立人の役員報酬手当は年額 72 万円（月額 6 万円）と記載されているところ、その夫は、「提出した資料以外に貸金台帳等の資料は保管していない。」と陳述しており、同社等から申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額記録に、遡及訂正等不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正することを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 9 月 1 日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、前後の期間に比べ低く記録されていることが分かった。申立期間当時は、私が社会保険関係の事務を担当しており、標準報酬月額を下げる手続きをした覚えはなく、申立期間も前後の期間と同じく標準報酬月額は 13 万 4,000 円であったはずなので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、前後の期間と同じく標準報酬月額は 13 万 4,000 円であったはずであると申し立てている。

しかし、A社は、平成 12 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会するも回答が得られない上、同社の管財人も既に死亡しており、同社等から申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することはできない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の始期である昭和 48 年 10 月 1 日に被保険者記録の有る元従業員 31 人（申立人を含む。）について、標準報酬月額の記録を見ると、同年 10 月の定時決定においては、申立人と同様に標準報酬月額が下がっている者が 16 人、変化がなかった者が 12 人、上がっている者が 3 人見られ、申立人の申立期間における標準報酬月額の変化が、他の従業員に比較して不自然なものとなっている状況はうかがえない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間前の昭和 48 年 5 月 14 日におけるA社の被保険者数は 200 人であるが、申立期間の始期である同年 10 月

の定時決定の時点では、31人に減少していることが確認できる。加えて、当該被保険者名簿の表紙を見ると、同年10月*日付けで事業所名称の欄に更正会社と記載されている上、事業主の欄に管財人（商業登記の記録によると、管財人は昭和48年10月*日付けで登記されていることが確認できる。）の氏名が記載されていることが確認できるところ、その時期は申立人の標準報酬月額が減額された時期とおおむね符合する。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。同社では代表取締役として勤務しており、給与が下がったことはなく、そのような届出も行っていないので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、給与支給額が下がったことはなく、そのような届出も行っていないと申し立てている。

しかし、A社は、平成 12 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業登記の記録により、申立期間に同社の代表取締役であったことが確認できる申立人は、「A社は、既に廃業しており、申立期間当時の賃金台帳等の資料は無い。」と陳述しているため、同社から申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除の状況は確認できない。

また、オンライン記録において、申立期間当時にA社で被保険者記録が有り、同社で社会保険事務を担当していた元従業員は、「申立期間当時、A社は経営状況が悪く、申立人の報酬を下げることになり、申立人の指示で私が社会保険事務所（当時）に届け出た。届出後は、届出額に見合う厚生年金保険料を控除していた。」と陳述している。

さらに、不納欠損整理簿を見ると、A社は、前述の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時期に保険料の滞納があったことが確認できる上、前述の元従業員も、「A社は、保険料の滞納があり、私が社会保険事務所と滞納保険料の分割支払について話し合った。」と陳述している。

加えて、申立人の申立期間の標準報酬月額記録に、遡及訂正等不自然な点は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間を含む預金元帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、標準報酬月額 11 万 8,000 円の記録より多い給与を受け取っていたと申し立てているところ、申立人提出の預金元帳の記録から、申立期間のA社からの給与振込額は、14 万円から 17 万円程度までであることが確認できる。

しかし、申立人は、「毎月 10 日程度の残業及び日曜日に出勤する時などがあったので、毎月の給与額は一定でなかった。」としており、前述の預金元帳の申立期間を含む前後の給与振込額を見ても、各月の入金額が異なる上、当該元帳の記載内容からは給与総支給額及び厚生年金保険料額を確認できないため、申立期間の厚生年金保険料控除額及び報酬月額が確認できない。

また、A社は、平成 5 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同病院等から申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除の状況は確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が被保険者資格を取得した日（昭和 56 年 6 月 1 日）のおおむね前後 2 年に被保険者資格を取得している元従業員 12 人に照会し 4 人から回答を得たが、事実反して自身の標準報酬月額が低く記録されていると回答している者はいな

い上、同被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額記録に、遡及訂正等不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 6 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。平成 2 年 10 月から同社B営業所でC業務に従事していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述等から判断して、申立人が申立期間にA社B営業所でC業務に従事していたことが推認できる。

しかし、A社は、「申立人は、平成 2 年 10 月 1 日から当社B営業所において、C業務に請負として従事していた。請負契約書等は保存していないものの、申立人には請負業者として代金を支払っていたことから、社会保険料等は控除していなかった。6 年 7 月 1 日に当社D営業所で、正社員として登用した後に給与から社会保険料等を控除した。」としているところ、同社提出の申立期間に係る会計帳簿を見ると、請負業者であるE社に対し、毎月月末頃に 30 万円から 32 万円までの代金が支払われていることが確認できる。また、同社提出の申立人に係る労働者名簿の雇入年月日は平成 6 年 7 月 1 日と記載されており、オンライン記録の厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致する。

さらに、雇用保険の加入記録における申立人のA社での資格取得日、及び同社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載された資格取得の年月日はいずれも平成 6 年 7 月 1 日であり、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12690 (事案 8467 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで
② 昭和 48 年 5 月頃から 51 年 6 月頃まで
③ 昭和 51 年 6 月頃から 54 年 9 月頃まで
④ 昭和 54 年 9 月頃から 57 年 2 月頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に昭和41年3月から48年4月まで勤務したのに、46年4月1日までの加入記録しかなく、またそのために、同社の次に勤務したB社、C社、D社及びE社での厚生年金保険の加入記録が、時期を間違って記録されていることが分かった。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況が確認できない等として、記録の訂正は認められなかった。

今回、申立期間①について、平成13年9月12日付けの「厚生年金保険被保険者期間回答書」を見ると、勤務した記憶のないF社と記載されていたが、17年10月31日付けの当該回答書にはA社に変更されていたので、同社における被保険者資格の喪失日も間違っていることが分かった。

また、それぞれの会社の元同僚に勤務実態等を確認しているようだが、今回、新たな陳述を行ってくれる元同僚もいるので、同人らから申立期間当時の状況を確認してほしい。

前回、昭和53年9月頃から55年9月頃まではD社に勤務していたと申し立てていたが、同社では勤務しておらず、当該期間は、C社又はE社で勤務していたことを思い出した。

再度、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) A社及び申立期間当時の事業主から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない、ii) 申立人のG厚生年金基金に係る被保険者資格の喪失日とオンライン記録が一致している、iii) 申立人が明確に記憶している元同僚、A社に勤務していたことが確認できる元従業員及び申立人が同社の次に勤務したB社に勤務していたことが確認できる元従業員の陳述からは、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことが確認できない、iv) オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和46年5月26日から48年5月1日までの期間は、B社において厚生年金保険被保険者であったことが確認できる等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知（以下「12月3日付け通知」という。）が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、平成13年9月12日付けの「厚生年金保険被保険者期間回答書」を見ると、申立期間①の直前の期間は、勤務した記憶のないF社での被保険者期間として記載されていたが、17年10月31日付けの当該回答書ではA社に変更されていたので、同社における被保険者資格の喪失日も間違っていると申し立てているが、オンライン記録において、F社は、昭和37年2月1日付けでA社に名称変更していることが確認できる。

また、申立人は、新たな陳述を行ってくれる元同僚がいるとしているものの、同人は前回申立ての際に、当委員会がヒアリングを行った前述の申立人が明確に記憶している元同僚であり、同人は、「申立人の退職時期をはっきりと覚えていない。」旨陳述していることから、同人から申立人の申立期間における勤務状況等を確認することはできない。

さらに、今回、新たに申立人に係る雇用保険の加入記録を調査したところ、昭和41年3月21日から46年3月31日までの期間は被保険者期間であったことが確認できるところ、当該期間は、A社に係る申立人の厚生年金保険被保険者期間と符合する。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、i) B社及び申立期間当時の事業主から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない、ii) 申立人が明確に記憶している元同僚及び同社に勤務していたことが確認できる元従業員の陳述からは、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことが確認できない、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録に不自然な点は見られない、iv) オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和48年10月1日から50年9月20日までの期間はC社において、51年2月1日から同年6月頃までの期間は、D社において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる等として、既に当委員会の決定に基

づき、「12月3日付け通知」が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、元同僚二人がB社での勤務を陳述してくれると申し立てている。

しかし、当該元同僚のうち一人は、前回申立ての際に当委員会がアンケートを実施し、回答を得た前述の申立人が明確に記憶している元同僚であり、今回、同人は当委員会のヒアリングにおいて前回の回答と同様に「昭和46年4月頃に同僚が退職した後、申立人はその後任としてB社に入社してきたので、同年5月から48年6月まで勤務していた。」と陳述しており、当該陳述は、オンライン記録におけるB社での申立人の厚生年金保険被保険者期間と符合する。また、あと一人は照会するも回答を得られない。

さらに、今回、新たに申立人に係る雇用保険の加入記録を調査したところ、申立期間のうち、昭和51年2月1日から同年6月頃までの期間は被保険者期間であったことが確認できるところ、当該期間の始期は、前回申立てにおけるD社に係る申立人の厚生年金保険被保険者期間の資格取得日と一致する。

- 3 申立期間③に係る申立てについては、i) C社及び申立期間当時の事業主から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない、ii) 申立人が明確に記憶している元同僚及び同社に勤務していたことが確認できる元従業員の陳述からは、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことが確認できない、iii) C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録に不自然な点は見られない、iv) オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和51年6月頃から52年9月30日までの期間は、D社において、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる等として、既に当委員会の決定に基づき、「12月3日付け通知」が行われている。

今回、申立人は、前回申立ての際のアンケートで、数名の同僚がC社で勤務していたことを回答しているはずであると申し立てているところ、当該元同僚から申立人の申立期間における勤務状況等を確認することはできない上、当該主張だけをもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とまでは認められない。

また、今回、新たに申立人に係る雇用保険の加入記録を調査したところ、申立期間のうち、昭和51年6月頃から52年9月30日までの期間は被保険者期間であったことが確認できるところ、当該期間は、D社に係る申立人の厚生年金保険被保険者期間と符合する。

- 4 申立期間④に係る申立てについては、i) E社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない、ii) E社の取締役は、「申立人の厚生年金保険被保険者期間は記録どおりで間違いはない。」と陳述している、iii) E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録に不自然な点は見られない等として、既に当委員会の決定に基づき、「12月3日

付け通知」が行われている。

今回、申立人から新たな情報及び資料の提出は無く、申立人は、「昭和53年9月1日には、E社で勤務していなかった。」と申し立てているのみで、当該主張のみをもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とまでは認められない。

- 5 このほか、申立人から新たな資料及び情報の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月頃から 48 年 5 月 10 日まで
ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には、前事業所在職中に同社の事業主の親族から誘いを受けて、前事業所を退職後 1 か月ないし 2 か月後に入社した。入社した月から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 51 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者期間と申立期間が重複している元従業員に照会し 4 人から回答を得たが、申立人の入社時期を具体的に記憶している者はいなかった。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12692 (事案 9527 及び 11113 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 17 年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、時期は特定できないものの申立期間における勤務は推認できる。しかし、厚生年金保険料の控除についてはまでは確認できないとして、申立ては認められなかった。

また、当該第三者委員会への前回の再申立てに当たっては、新たな資料として、平成 17 年 7 月 3 日支給の給与明細書、同年 8 月分の給料袋及び国民年金保険料の領収証書を提出し、申立期間当時の取締役の連絡先を示したが、当該資料等からは申立期間の保険料控除を確認できず、当該取締役の陳述内容も、オンライン記録等の元従業員の記録及び陳述内容等と符合しない。そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、再度、申立ては認められなかった。

今回、新たな資料として、申立期間当時の取締役の陳述書及びA社に係る平成 17 年 12 月分の同社の全従業員の給与内容が確認できる書面を提出するので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚等の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことは推認できる。しかし、i) 申立期間当時の事業主の夫で、複数の元従業員が事実上の事業主であったとする者は、「申立人のことは記憶しているが、給与からの保険料控除は担当者に任せていたため分からない。A社は、私が退職し

た後に破産したため、申立期間当時の資料は、破産管財人の下にあるのではないか。」と陳述しているところ、破産管財人も、「A社の貸金台帳等を保管しておらず、申立人の申立期間における保険料控除等の状況は不明である。」と陳述しているほか、申立期間同時にB職であった従業員の管理を担当していたとする取締役及び給与事務担当者にも照会したが、回答を得られないことから、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない、ii) 申立人及び複数の同僚は、「申立期間当時、A社の従業員数は20人から25人までぐらいだった。」と陳述しているところ、オンライン記録によると、同社における申立期間当時の被保険者数は最小で6人、最大でも16人であるほか、申立人が名前を記憶している同職種の同僚5人のうち2人は、自身が記憶する入社日の約1年後に被保険者資格を取得しており、1人は同社における被保険者記録は無いことから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる、iii) 全国健康保険協会E支部は、「申立人は、平成13年8月15日から15年10月11日まで健康保険の任意継続被保険者であった。」と回答しており、また、C市D区は、「申立人は、平成15年10月11日から17年10月1日まで国民健康保険の被保険者であり、当該期間に国民健康保険料の未納はない。」と回答している等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、i) 申立人は、新たな資料として、給与明細書1枚、給料袋1枚、国民年金保険料の領収証書及び申立期間当時の取締役の連絡先を提出しているが、給与明細書に記載された厚生年金保険料及び健康保険料の控除額は、いずれも申立人が主張する平成17年7月の保険料額とは符合せず、オンライン記録により、申立人のA社に係る被保険者記録が確認できる18年3月から同年8月までの申立人が負担すべき保険料額と一致する、ii) 給料袋及び国民年金保険料の領収証書を見ても、申立期間当時の給与額及び厚生年金保険料額は記載されていない、iii) 申立期間当時の取締役は、「申立期間当時の資料は残っていないが、全従業員について、入社当時から厚生年金保険と雇用保険に加入させるようにしており、給与から保険料を控除していた。」と陳述しているが、当該陳述内容は、オンライン記録及び雇用保険の加入記録から、厚生年金保険と雇用保険の資格取得日が異なっている元従業員及び加入記録が確認できない元従業員がいること、及び元従業員の「従業員によっては厚生年金保険に加入させないこともあった。」とする陳述内容等と符合せず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、申立期間当時の取締役の陳述書及び同

人が保管していた「A社12月分給与17年11月21日～12月20日」と題する書面（以下「平成17年12月分給与一覧」という。）を提出しているが、前述の取締役の陳述書を見ると、「A社には、営業所ごとに仕事をする従業員と継続的に勤務する従業員がおり、継続的に勤務する従業員は厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していた。」旨の記載があるところ、申立期間当時、A社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述から、同社には前述の従業員の区分があったことは推認できるが、申立人及び当該取締役は、申立人が同社に継続して勤務する従業員であったというものの、申立期間当時に同社に係る被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人が継続して勤務する従業員であったとの回答は得られなかった。

また、申立人又は前述の取締役が、A社において継続的に勤務する従業員であったとする複数の同僚の被保険者記録を見ると、当該同僚らが記憶する勤務開始時から1年以上経過後に、同社に係る被保険者資格を取得している者及び同社に係る加入記録が無い者が、オンライン記録で複数確認できる上、当該同僚の一人は、「勤務開始時からしばらくの間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と陳述していることから、申立人及び前述の取締役が同社において継続して勤務する従業員と認識している者であっても、必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入していたわけではない等の状況がうかがえる。

さらに、「平成17年12月分給与一覧」を見ると、申立人の欄に厚生年金保険料の控除額の記載が確認できるが、当該資料で氏名が確認できる元従業員について、継続して勤務する従業員であったことを確認できる記載は無いことから、当該資料をもって、申立期間当時、A社が、継続して勤務する従業員の給与から保険料を控除していたということまでは確認できない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から32年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、同社には昭和26年から33年まで継続して勤務しており、途中で一旦退職したことはない。申立期間も同社にC職として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社で継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和35年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、後継会社のB社も58年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先は不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立期間及びその一部を含む期間において、被保険者資格を喪失し、その後再取得している被保険者が複数みられる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 33 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社に勤務していた期間について、脱退手当金支給済みであるとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したこと、及び受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和33年10月1日の前後約2年以内に脱退手当金の受給要件を満たし、資格を喪失した女性従業員13人の支給状況を調査したところ、申立人を含む8人に支給記録が確認でき、当該同僚のうち、所在の判明した者に照会を行ったところ、1人の同僚は「A社を退職するに当たって、脱退手当金についての説明を受けた。」との陳述をしている上、当時の総務事務担当者が「退職者については、原則として脱退手当金の説明を行うとともに、代理請求手続を行っていた。」と具体的に陳述していることから、当該事業所では、事業主による脱退手当金の説明及び代理請求が行われていた可能性がうかがわれ、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、同社での被保険者資格の喪失日から約4か月後の34年2月17日に、支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

また、A社に係る前述の被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、申立期間

に係る脱退手当金の支給決定日に近接した昭和34年1月19日に、旧姓から新姓に氏名変更されていることが確認できることから、当該氏名変更処理は、申立期間に係る脱退手当金の請求に併せて行われたものと考えられるほか、同被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金が支給された当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ厚生年金保険を受給できなかったことから、A社において被保険者資格を喪失後、当該制度が創設されるまでの間、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12695 (事案 9494 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月から 54 年 10 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 9 月 1 日から同年 11 月 6 日までの期間及び同年 11 月 6 日から 57 年 4 月 29 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月から 54 年 10 月まで
② 昭和 55 年 1 月から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 55 年 9 月 1 日から同年 11 月 6 日まで
④ 昭和 55 年 11 月 6 日から 57 年 4 月 29 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社で勤務した期間のうちの一部期間の加入記録が無く、A社及びC社で加入記録が有る期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額よりも低く記録されていることが分かったため、これらの期間について年金記録確認第三者委員会に年金記録の訂正の申立てを行ったが、B社に係る期間を除いて記録の訂正は認められなかった。

申立期間①及び②については、前回の申立ての際は勘違いをしていたが、A社を一旦退社し、昭和 54 年 11 月及び同年 12 月は他の事業所で勤務した後、同社に再入社したことを思い出したので申立期間を変更する。また、同社での同僚として新たに二人を思い出したので追加する。

申立期間③及び④については、前回の申立てと同じ主張である。

申立期間①及び②については、厚生年金保険被保険者期間として認め、申立期間③及び④については標準報酬月額を実際の給与額に相当する額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人は、前回、昭和53年3月から55年9月1日までの期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てていた。しかし、雇用保険の加入記録及び元社会保険事務担当者の陳述等から、申立人が、時期は特定できないものの当該期間も同社で勤務していたことが推認できるが、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社を昭和54年11月に一旦退社したことを思い出した。」として申立期間を変更するとともに、A社における同僚として新たに二人を思い出したと申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚と同姓の者を抽出し、連絡先の判明した7人に照会し1人から回答を得たが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

なお、申立人は、口頭意見陳述の際に、昭和55年9月17日に再発行された雇用保険被保険者証、A社において優秀者に支給されたとする記念品等を提示し、自身が申立期間①及び②に同社で勤務し、事業主により給与から保険料を控除されていたと主張した。しかし、これらの資料により、前回申立てと同様に、当該期間における同社での勤務は推認できるものの、保険料控除を推認することまではできず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間③に係る申立てについては、元事業主、元社会保険事務担当者及び同僚の被保険者記録等から、また、申立期間④に係る申立てについては、同僚の陳述及び被保険者記録等から、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立てが認められないことに納得できないとして、再度申立てを行っているが、保険料控除をうかがわせる新たな資料等の提出は無く、当該主張のみをもって、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められない。

なお、A社に係る前述の被保険者名簿における調査対象者を昭和55年1月から同年9月までの間の資格取得者559人（申立人を除く。）に広げたと

ころ、このうち 475 人の資格取得時の標準報酬月額が、申立人と同じ 16 万円であることが確認でき、申立人の標準報酬月額だけが著しく低額であるという事情は見当たらない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における調査対象者を昭和 55 年の資格取得者 41 人（申立人を除く。）に広げたところ、このうち 31 人の資格取得時の標準報酬月額が、申立人と同じ 14 万 2,000 円であることが確認でき、申立人の標準報酬月額だけが著しく低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立人から、その主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12696 (事案 5038 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として、船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 15 年 6 月 1 日から 18 年 11 月 1 日まで
② 昭和 23 年 4 月 11 日から同年 10 月 1 日まで

私の夫の船員保険及び厚生年金保険の加入記録について、年金記録確認第三者委員会に記録訂正の申立てを行い、一部の期間については記録の訂正が認められたものの、今回の申立期間については、申立てに係る船舶が船員保険の、また事業所が厚生年金保険の適用を受けておらず、保険料控除も確認できない等として、申立ては認められなかった。

しかし、申立期間①については、戦時加算該当船舶名簿を見ると、乗船していた船舶の所有者であるA社は、既に船員保険の船舶所有者としての登録を受けていたことが確認できる。また、同名簿には、日本年金機構が管理する同社に係る船員保険船舶所有者名簿に記載されていない船舶が記載されていることから、社会保険庁(当時)の記録管理が適切に行われていなかったと考えられる。

さらに、乗船船舶の航行区域が河川であったために船員保険に未加入であったのではないかとのことだが、乗船船舶の1隻であるB船については、厚生労働省発行の履歴書により、夫が海軍徴用船員として乗っていたことが確認できる。海軍徴用船員として乗船していた期間については被保険者期間に算入できるのではないかと。

一方、申立期間②については、下船し陸上勤務に変更となった当時のC社D営業所は、厚生年金保険の適用事業所になる前の期間であったとのことだが、夫が陸上勤務に変更された後も勤務した会社は同一であり、給与も引き続き支給されていたはずなのに、年金の未加入期間となっているのはおかしい。仮に、夫が厚生年金保険に加入できなくても、船員保険には引き続き加

入できたのではないか。

以上のとおりであるので、夫が申立期間①については船員保険被保険者であったことを、申立期間②については船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、申立人がA社所有の船舶（E船、F船及びB船）に乗っていたことは推認できるものの、当該期間において当該船舶が船員保険の適用を受ける船舶となっていたことを確認できず、申立人の当該期間における保険料控除の状況も確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、厚生労働省社会・援護局業務課長発行の履歴書等の資料を提出して、申立人が申立期間に船員保険に加入していたはずであると主張しているところ、当該履歴書から、申立人は、昭和16年11月18日から18年12月25日までの期間について、海軍徴用船のB船において海軍徴用船員（無給の乙船員）として乗っていたことが確認できる。

このことについて、日本年金機構は、「徴用船員のうち、国から給与を受けていた『甲船員』であった期間については、旧令共済組合の組合員であったため厚生年金保険被保険者期間となるが、民間から給与を受けていた『乙船員』については船員保険の加入対象者となる。」旨回答している。

しかし、前回の申立てに係る調査の際、A社に係る船員保険船舶所有者名簿において、B船が船員保険の適用を受ける船舶であったことを確認できなかった上、申立人作成の履歴書においても、B船の航行区域について、船員保険の対象とならない「平水」と明記されていることが確認されている。

また、そのほかの提出資料からは、申立期間に係る保険料控除を推認できないことから、当該資料は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

さらに、今回、新たに、戦時加算該当船舶名簿を確認したところ、申立人が申立期間に乗っていた船舶のうち、B船及びF船は記載されておらず、E船については、加算対象期間が申立人の下船後である昭和18年8月9日から21年3月31日までとなっており、当該3船舶が、申立人が乗船していた期間において、船員保険の適用を受けていた事実を確認できない。また、当該3船舶に係る船員保険被保険者名簿が紛失したことをうかがわせる事情も見当たらない。なお、申立期間当時、同名簿は船舶単位で管理されていた。

このほか、申立人の妻から保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情

の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②に係る申立てについては、申立人がC社D営業所で勤務していたことが推認できるものの、当該期間は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である上、申立人の当該期間における保険料控除の状況も確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の妻は、C社に係る船員保険船舶所有者名簿等の資料を提出しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人の妻は、申立人が、C社において船内勤務から陸上勤務に変更された後について、船員保険に引き続き加入できたのではないかと主張している。

しかしながら、船員保険法により、乗船していなくても船員保険の加入対象者となるのは予備船員のみであり、予備船員については、船員法第2条2項により「船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者」と規定されている。このことについて、国土交通省海事局運行労務課は、「乗船する見込みがあることが要件となっている。」旨回答しているところ、申立人が所持していた辞令及び履歴書から判断すると、申立人が、C社から昭和23年3月1日に下船及び陸上勤務を命じられてから同社を退職（履歴書によると昭和24年12月）するまでの期間について、継続して陸上勤務であったことが推認できる。

また、前回の申立ての際に聴取した元同僚3人に再度聴取したところ、いずれも「申立人は、陸上勤務となった後に乗船したことはない。」旨陳述しており、そのうち1人は、「申立人は予備船員ではなかった。」旨陳述している。

このほか、申立人の妻から保険料控除を示す新たな関連資料及び周辺事情の提示は無く、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 1 月 10 日から同年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 23 年 11 月 1 日から 24 年 8 月 1 日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社で継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 23 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間も被保険者記録が有る元従業員 44 人に照会したところ、回答のあった 16 人全員が申立人のことを覚えておらず、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできない。

また、B社は、「当社は昭和 62 年 1 月に事業所を閉鎖し、敷地等の売却を行った。商業登記簿上は会社が存続しているが、実際は事業活動を行っていない。申立期間当時の関係書類も残っておらず、申立人の申立期間の勤務実態及び保険料控除は不明である。」としている。

さらに、上記回答者 16 人のうちの 1 人から、申立期間当時のA社の事務担当者 2 人の氏名を聴取したが、死亡又は連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することもできない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年5月19日まで

日本年金機構から送付されてきた「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社で勤務した申立期間の標準報酬月額が19万円と記録されていることが分かった。申立期間は、B職として勤務し、毎月19万円の給与に加えて、勤務地までの交通費が支給されていたので、申立期間の標準報酬月額を交通費を含めた額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、通勤費を含まない額で記録されていると申し立てている。

しかし、申立期間当時の事業主は、「当時の資料が無いため、申立人の給与額及び支給していた交通費の額については不明である。しかし、当時、社会保険事務は社会保険労務士に委託しており、社会保険労務士から連絡を受けたとおりの保険料額を給与から控除していたので、社会保険事務所（当時）に記録されている標準報酬月額に基づく保険料額を控除していたはずである。」としており、当該社会保険労務士も、「当時の資料は残っていないが、A社に対しては、社会保険事務所決定された標準報酬月額に基づく保険料額を控除するよう連絡していた。」と陳述している。

また、オンライン記録において、申立期間にA社における被保険者記録が確認できる複数の元従業員に照会したが、当時の給与明細書を保管しているとする者はおらず、申立人も、給与明細書など申立期間当時の保険料控除額を確認できる資料を保管していないため、同社における申立期間当時の保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正された

などの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が控除された保険料額に見合う標準報酬月額よりも低い額になっていることが、ねんきん定期便により分かった。申立期間の標準報酬月額を、保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間である昭和 61 年 10 月は 7 万 6,000 円と記録されており、翌月の同年 11 月からは 15 万円に改定されているところ、申立人は、申立期間も標準報酬月額 15 万円に基づく厚生年金保険料が控除されたと申し立てている。

しかし、申立人提出の昭和 61 年分給与所得の源泉徴収票を見ると、「社会保険料等の金額」欄に記載の額は、オンライン記録の標準報酬月額を基に算出した社会保険料額とおおむね一致している。

また、申立人と同じく、標準報酬月額が昭和 61 年 11 月 1 日付けで、7 万 6,000 円から 15 万円に改定されている同僚二人が保管している給与明細書を見ると、申立期間について、両人共にオンライン記録の標準報酬月額（7 万 6,000 円）に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、A社は、「当時の資料は保管していないが、申立人と同期入社で、現在も当社に勤務している者が保管している当時の給与明細書から、申立期間について、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額に基づき保険料控除を行っていたことが確認できるので、申立人についても社会保険事務所の記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除した。」としている。

加えて、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正された

などの不自然な点は見られない。

なお、申立人は、申立期間当時の各月の給与額及び保険料控除額を自ら記載した一覧表を提出し、この一覧表から、申立期間にオンライン記録を上回る標準報酬月額（15万円）に基づく保険料が控除されていたことが確認できると主張しているが、申立人は申立期間に係る給与明細書を保管しておらず、当該一覧表の内容を裏付けるほかの資料等も無いため、申立期間に係る保険料控除額が当該一覧表のとおりであったかどうかについて確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで

日本年金機構から、私の A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が見つかったとの連絡があった。しかし、同社には 2 年程度勤務していたのに、被保険者記録は昭和 39 年 10 月 1 日から同年 10 月 16 日までと 1 か月にも満たないものとなっている。

申立期間も正社員として A 社に勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も A 社（現在は、B 社）に勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、B 社は、「当時の資料が残っていないので、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況については不明である。」としている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員のうち、連絡先の判明した 10 人に照会し 4 人から回答を得たが、いずれの者も申立人を記憶していないとしており、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、回答のあった 4 人のうち、A 社における被保険者記録が、申立人と同じ昭和 39 年 10 月 1 日から同年 10 月 16 日までとなっている者は、「私の被保険者記録も 1 か月に満たないが、A 社には 1 年程度勤務したと思う。」と陳述しており、同人のほかにも、厚生年金保険被保険者の資格取得日が記憶している自身の入社日から数か月経過後となっている者が確認できることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に

加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 28 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 53 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私の夫は、A社(現在は、B社)に昭和43年7月31日まで勤務しており、年金手帳にも、同社における資格喪失日は同年8月1日と記録されているのに、年金事務所の記録では同年7月28日に資格を喪失したことになっている。

また、夫は、A社退職後に創業したC社に昭和53年9月30日まで勤務しており、年金手帳にも、同社における資格喪失日は同年10月1日と記録されているのに、年金事務所の記録では同年9月30日に資格を喪失したことになっている。

年金手帳の記録は、それぞれの事業所又は社会保険事務所(当時)によって記入されたものなので、年金手帳の記録どおり、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻は、申立人はA社に昭和43年7月31日まで勤務していたので、申立人の同社における資格喪失日は同年8月1日であると申し立てている。

しかし、B社は、「当時のA社に係る人事関係資料は保管していない。」としており、当該事業所から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に

被保険者記録が確認できる元従業員に照会し、4人から回答を得たが、いずれの者も申立人の退職時期を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿を見ても、申立人の資格喪失日が遡及訂正されたなどの不自然な点は見られない。

次に、申立期間②について、申立人の妻は、申立人はC社に昭和53年9月30日まで勤務していたので、申立人の同社における資格喪失日は同年10月1日であると申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、C社は、申立期間の始期である昭和53年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、C社は、上記のとおり昭和53年に適用事業所ではなくなっている上、事業主であった申立人は既に死亡しており、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人のC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、資格喪失日が遡及訂正されたなどの不自然な点は見られない。

なお、申立人の妻は、申立人の年金手帳に記載されているA社における資格喪失日（昭和43年8月1日）及びC社における資格喪失日（昭和53年10月1日）は、それぞれの事業所又は社会保険事務所によって記入されたものであるので、年金手帳に記載されている日が正しい資格喪失日であると主張している。

しかし、当時の資料等が無いため、年金手帳に資格喪失日を記入した者を特定することができない上、年金手帳の当該資格喪失日が記載されている欄は、本来、被保険者自身がメモとして記入する欄であることから、当該記載をもって申立人が申立期間も被保険者であったことを認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12702 (事案 4911 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から27年10月まで
② 昭和27年10月から29年1月1日まで
③ 昭和29年3月13日から同年4月1日まで

年金記録確認第三者委員会に前回申し立てたA社(申立期間①)及びB社(申立期間②及び③)について、年金記録の訂正は不要との通知を受け取った。

今回は、当時の状況を知っている者二人から、当時の事情を聞いてほしい。一人は、私が申立期間当時、年に4回ほど仕事を手伝いに行っていた家の者で、私のことについて話をしてくれるとのことである。もう一人は、私がA社に勤務する前に所属していたC社の上司であった者で、その氏名が記載されている昭和25年社員録を提出する。

これら二人から当時の状況を聴取の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人が記憶する同僚3人のうちの1人は、申立期間当時の事業所名を記憶しておらず、また、厚生年金保険に加入していなかったと陳述していることから、申立人の申立期間における保険料控除等について確認することができない等として、申立期間②に係る申立てについては、B社は、昭和20年代の書類は廃棄したので詳細は不明と回答していることから、申立人の申立期間における保険料控除等について確認することができない等として、申立期間③に係る申立てについては、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した申立期間当時に勤務していた従業員4人のうちの3人は、申立人を記憶しておらず、1人は申立人の退職時期を記

憶していないと陳述していることから、申立人の申立期間における保険料控除等について確認することができない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月4日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の状況を知っている者として二人の氏名を挙げ、これら二人に聴取すれば当時の勤務実態などが分かるはずであるとしているところ、当該二人のうち、申立人が、申立期間当時に年に4回ほど仕事を手伝いに行っていたとする家の者は、「申立人がA社及びB社に勤務しつつ、年に4回ほど我が家で仕事を手伝ってくれていたことは覚えている。しかし、その勤務期間及び両社から支給される給与から保険料が控除されていたかなどについては分からない。」と陳述している。

また、申立人が、A社に勤務する前に所属していたC社の上司であったとする者については、C社人事課に照会したが、同人の連絡先及び生存の有無は確認できず、当時の状況を聴取することができなかった。

そのほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年10月頃から30年6月頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無いことが分かった。就職したのは同社がB市にあった昭和24年10月頃であり、その後、同社は25年4月頃にC市D区（現在は、C市E区）に移転した。申立期間は、午前中はF業務、午後はG業務をしていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社は、事業所がB市に所在した頃の従業員は、事業主の家族を除き私だけで、事業所がC市D区へ移転後、A社となり、家族以外の従業員が新たに加わった。事業主及びその子のうちの1人については、フルネームを、移転後に加わった従業員のうち3人については、名字だけを記憶している。」としているところ、所在が判明した事業主の子から事情照会を行った結果、「A社の事業主は私の父で、事業所がB市に所在した頃、申立人が入社してきた記憶がある。事業所がC市D区に移転後も一緒に勤務した。」としていることから、詳細な時期までは特定できないものの、申立人の申立期間における勤務が推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、両事業所の所在地であったとするB市及びC市D区を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、上述の事業主の子は、「A社は昭和30年頃に既に廃業、事業主であった父も死亡しており、当時の資料も一切残っていないが、同事業所は個人事業所であり、厚生年金保険の適用事業所ではなく、私たち家族従業員も当然のこ

とながら加入していなかった。加入していない申立人の給与から保険料を控除していたとは考え難い。」旨陳述しているところ、同人についても、申立期間については、厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、申立人は、「A社がC市D区に移転後に新たに加わった3人の者の名字だけは、記憶している。」としているところ、当該3人に係る住所等は記憶していないことから、これらの者を特定することは困難である。

加えて、申立人は、A社の取引先で、自身が訪れた記憶があるとして、C市D区の5社の社名を挙げていることから、そのうちの現存している4社に事情照会を行ったが、いずれも代替わりしており、詳細は不明である。

以上のことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月 1 日から同年 11 月 8 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した3回の期間のうち、2回目の期間にあたる申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。私は通常はフリーでB業務に従事しているところ、同社とはB業務の仕事を請け負う都度、契約を結んでおり、3回とも雇用形態は同じであったにもかかわらず、1回目及び3回目の契約時には厚生年金保険の加入記録が有るのに、2回目だけは記録が無いことには納得がいかない。申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の給与計算書及び外国向送金依頼書並びに事業主及び同僚の陳述から、申立人がA社における2回目の勤務とする申立期間についても、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、上述の給与計算書によると、1回目及び3回目の勤務に係る同計算書では、オンライン記録に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、申立期間に係る同計算書では、厚生年金保険料は控除されていない。

また、申立人の3回にわたるA社勤務のうち、1回目及び3回目の勤務においては、雇用保険の被保険者期間も有り、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間とおおむね一致している一方、申立期間である2回目の勤務においては、雇用保険の被保険者記録も見当たらず、上述の給与計算書では雇用保険料も控除されていない。

さらに、A社は、「事務所移転及び事業縮小に伴い、申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等は何も残っていないが、厚生年金保険に加入させていない者

の給与から保険料を控除していたとは考え難い。」としている。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録の有る同僚13人に文書照会したところ、10人から回答を得たが、いずれの者も、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除については分からないと陳述している。

また、上述の同僚照会で回答を得た10人のうち1人は、「申立期間後のことではあるが、昭和59年11月頃から約6か月にわたるA社との契約において、同社担当者から、厚生年金保険の加入について希望を聞かれたため、加入しない旨回答した記憶がある。」と陳述しているところ、同人に係る当該期間については、雇用保険の被保険者記録は確認できるものの、厚生年金保険の被保険者記録は無く、陳述と符合していることから、同社では必ずしも従業員全員を、厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 20 日から 55 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。B組織が保管する同社の従業員名簿において、申立てどおりの在籍記録があるため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務したと陳述しているところ、同社が加盟していたB組織は、「協会員であるA社に係る従業員名簿に、申立人に係る雇用年月日が昭和45年8月20日、退職年月日が55年9月30日との記録がある。」としており、また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中に被保険者であったことが確認できる同僚10人のうち、所在が判明した3人に照会した結果、申立人の勤務を陳述している同僚2人のうちの1人は、「申立人は、昭和45年8月頃に入社し、途中で離職した期間があったので、55年9月まで継続して勤務していたわけではなかったものの勤務はしていた。」と陳述していることから、申立人は、申立期間のうち、昭和45年8月頃から、期間までは特定できないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録によると、昭和60年8月14日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記によると、平成8年6月1日に職権解散しており、事業主及び給与事務を担当していた同人の妻は、いずれも病気であるとされていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人が「先輩であった。」と名前を挙げた者は、「私は、A社に昭和

45年から50年までの期間、勤務していたと記憶しているが、当該期間に被保険者記録が無いのは請負扱いとされていたからかもしれない。」旨陳述している。

さらに、上述の同僚照会において回答を得た者の一人は、「A社においては、厚生年金保険の加入については、希望すれば加入しなくてもよいこととなっていた。」と陳述しているところ、B組織が保管するA社の従業員名簿において、同社従業員は27人確認できるが、同社に係る前述の被保険者名簿における全被保険者は12人である上、申立人が同質業務の同僚として名字を挙げた者に係る記録も無いことから、同社は、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上述のA社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載に不自然な点は見当たらない上、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月 25 日から 52 年 5 月 1 日まで
② 昭和 55 年 3 月から平成 6 年 12 月まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、A社でC職として勤務し、申立期間②は、B社でC職として勤務しており、いずれも給与から保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人は、申立期間当時、A社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、平成 17 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主及び同社の顧問先であった会計事務所は、「申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。ただし、厚生年金保険に加入していない者から保険料を徴収することはなかった。」旨回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に記録の有る同僚 8 人のうち、所在の判明した 4 人に事情照会し、3 人から回答を得られたものの、申立人の申立期間における保険料控除について、推認できる陳述は得られない。

さらに、上記所在の判明した同僚 4 人の雇用保険の加入記録を調査し、3 人の記録について確認できたところ、このうち申立人と同職種である同僚 2 人は、雇用保険の資格取得日から約 1 年後又は 3 年 3 か月後に厚生年金保険

の被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、A社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、上記被保険者名簿を見ると、健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容に不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は、社会保険事務所（当時）の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、当該事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していない上、申立人が唯一記憶している事業主は、オンライン記録において所在を特定できず、これらの者に申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について、確認することができない。

さらに、申立事業所と類似名称の適用事業所として、複数の事業所について調査したものの、申立人に係る被保険者記録は見当たらない。

3 このほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 26 日から 45 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

申立期間については、私は、昭和 39 年 7 月頃に A 社に入社し、B 業務従事者として 45 年 8 月 1 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人は、A 社で勤務していたと主張している。

しかしながら、A 社は、昭和 60 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた同僚二人に事情照会し回答が得られたところ、一人は、「申立人は私の親戚にあたり、出入りはしていたが一緒に働いた記憶はない。自身は B 業務従事者で、事務は事業主がやっていたので、厚生年金保険については分からない。」旨陳述しており、もう一人は、「申立人は記憶している。同じ職場の同僚だったが、在職期間までは覚えていない。」旨陳述している。

さらに、上記の二人の同僚とは別に A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る 19 人を抽出し、所在の判明した 12 人に事情照会し 5 人から回答が得られたところ、そのうち 2 人は、「申立人を記憶しているが、在職期間まではよく覚えていない。」旨陳述しており、残りの 3 人は、「申立人が在職していたかどうか、確たる記憶はない。」旨陳述している。

加えて、上記の被保険者名簿を見ると、申立人が昭和43年5月26日に被保険者資格を喪失したことに伴って、健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されたことを示す記載が確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 6 月 1 日から 26 年 9 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、私が勤務していたA社（現在は、B社）の被保険者記録は、当初、同社C営業所に在籍していた期間（昭和 23 年 5 月 20 日から同年 9 月 30 日まで）のみであると回答された。

その後の調査で、A社D営業所に勤務していた期間の記録（昭和 23 年 9 月 13 日から 25 年 6 月 1 日まで）が見つかり、年金記録が訂正されたものの、当該期間のうち、昭和 24 年 10 月から 25 年 5 月末日までは同社E営業所に勤務していたはずであり、その後、同社E営業所から再度、同社D営業所に異動したことを記憶している。

A社では、F県、H県、I県及びJ県の順に異動し、申立期間は、同社D営業所に新設されたG課に在籍していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたと申し立てているが、B社では、「当社が保管している資料（退職者一覧及び厚生年金保険被保険者台帳）を見ると、退職者一覧には、申立人の在籍期間として、昭和 23 年 5 月 1 日から 25 年 5 月 16 日までと記載されており、厚生年金保険被保険者台帳には、申立人に係る被保険者記録として、資格取得日は 23 年 5 月 1 日、資格喪失日は 25 年 6 月 1 日と記載されている。」旨回答している。

また、B社提出の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、申立人に係る資格喪失年月日欄に、「退社 25. 6. 1」の記載があり、申立人の申立期間における勤務について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の状況について、「当時、A社D営業所にG課が新設され、自身は昭和25年6月1日に同社E営業所から同社D営業所に異動した。」旨主張しているものの、上記厚生年金保険被保険者台帳には「本店」の表示が確認でき、申立人に係る備考欄を見ると、「24 10/1 I 県ヨリ G 課」と記載されていることが確認できることから、申立人は、昭和24年10月1日付けでA社E営業所から同社D営業所へ異動し、G課へ配属になったと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間当時にA社D営業所に在籍していた複数の同僚を記憶しているものの、当該同僚は故人又は所在不明であるため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年10月1日から同年12月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成11年10月1日から12年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月1日から同年12月1日まで
② 平成11年10月1日から12年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、申立期間①が厚生年金保険の未加入期間となっている旨の回答をもらった。しかし、昭和62年10月1日にA社に入社後、すぐに給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間②に係る標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低く記録されていることが分かった。しかし、私は当時の給与支給明細書を所持しており、それを見ると申立期間の標準報酬月額は50万円となるはずなので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人は、申立期間にA社に在籍していた。」旨陳述していることから、申立人が申立期間に同社に在籍していたことが推認できる。

しかし、A社の社会保険事務担当者は、「申立期間当時は、当社がお願いして入社してもらった者等を除き、試用期間が3か月あり、試用期間中の従業員は厚生年金保険に加入させていなかったと聞いている。」旨陳述しているところ、同社に係る前述の被保険者名簿から、申立人と同日の昭和62年12月1日

に被保険者資格を取得したことが確認できる同僚は、「私は、A社に昭和62年9月1日に入社し、3か月の試用期間を経過した後に、厚生年金保険に加入した。試用期間中の給与から厚生年金保険料が控除されることはなかった。」旨回答していることから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

また、雇用保険の加入記録から、申立人のA社における雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格の取得日は一致していることが確認できるほか、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した前記同僚の雇用保険被保険者の資格取得日は、申立人と同日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、申立期間における標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人提出の給与支給明細書から、申立期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成11年5月から同年7月までは、標準報酬月額50万円に相当する報酬月額が支払われていたことが認められ、申立期間に係る給与支給明細書及び申立人提出の預金通帳の写しから、申立人は、申立期間にオンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額が、A社から支払われていたことが確認できる。

しかし、当該給与支給明細書から、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、申立期間に係るオンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、A社の社会保険事務担当者は、「申立人の申立期間に係る関連資料等は見当たらず、当時の社会保険事務担当者は、既に退職しているため、申立期間の標準報酬月額に係る届出等に関する状況は不明である。」旨回答している。

さらに、申立人に係るオンライン記録を見ても、申立期間の標準報酬月額が、遡及して減額処理された等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を、給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 8 日から平成 5 年 9 月 26 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、昭和 59 年 11 月 8 日から平成元年 10 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から 2 年 8 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から 3 年 12 月 1 日までの期間及び 4 年 9 月 1 日から 5 年 9 月 26 日までの期間については、申立人提出の給与支払明細書から、当該期間の報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、当該期間の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成元年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、2 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び 3 年 12 月 1 日から 4 年 9 月 1 日までの期間については、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料が見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正

される等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで

私の夫は、昭和 45 年 4 月 1 日から 49 年 3 月末まで A 社に勤務したが、年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間の俸給明細書には厚生年金保険料控除額の記載は無いものの、所得税年末調整計算書には控除される社会保険料額が記載されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出した申立人の給与明細書及び A 社が提出した申立人の人事記録から、申立人は、申立期間において同社に嘱託社員として勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社は、「申立人は、採用時の健康診断の結果、正社員として採用できる健康状態ではなかったため、当初、通院治療を条件に採用した嘱託社員であり、原則として、嘱託社員を厚生年金保険に加入させることはなかった。」旨回答している。

また、A 社は、「申立期間当時の賃金台帳等は残存しないものの、厚生年金保険に加入していない期間の保険料を控除することはなかったと考えられる。また、当社は、厚生年金保険料を翌月控除方式により給与から控除していた。」旨回答しているところ、前述の給与明細書を見ると、申立人の昭和 45 年 4 月分から 46 年 5 月分までの給与から厚生年金保険料が源泉控除されていないこと、及び申立期間後の同年 6 月分以降の給与から厚生年金保険料が源泉控除さ

れていることが確認できる。

なお、申立人の妻が提出した申立人の昭和45年分及び46年分所得税年末調整計算書には、社会保険料控除額が記載されているものの、当該控除額（昭和46年分については、前述の給与明細書において確認できる申立期間後の同年5月から同年12月までの厚生年金保険料及び健康保険料の控除額を除く。）は、その内訳が不明である上、申立人の給与明細書において確認できる申立期間の報酬月額に相当する標準報酬月額に基づき算出した厚生年金保険料及び健康保険料の合計額と符合しないため、上記の所得税年末調整計算書からは、申立人が申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できない。

また、A社が提出した申立人に係る保険台帳の「取得」欄及び「喪失」欄に記載された日付は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において確認できる申立人の資格取得日及び資格喪失日と一致している上、同被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 8 月から 23 年 11 月 14 日まで
年金事務所の記録では、私の夫がA社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

私の夫は、A社に勤務していた私の弟の紹介で、昭和 21 年 8 月から同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に入社する前から同社に勤務していたとする元役員及び申立人の妻の弟を含む元従業員二人の陳述から、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 30 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び給与計算業務を担当していたとされる者は、既に死亡又は所在不明である上、前述の元役員は、「私は、B職であったので、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨陳述しているため、同社等から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の入社前から同社に勤務していたとする前述の3人のうち2人は、自身の記憶する入社から約1年2か月後及び約3年7か月後に被保険者資格を取得しており、残りの1人は、申立期間より後に被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該3人のうちの1人が自身の入社時期の昭和 21 年頃に同社で勤務していた

従業員として名前を挙げた 31 人のうち 11 人は、22 年 6 月 1 日以降に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、前述の 3 人のうち 2 人は、申立期間当時の A 社の従業員数を 30 人ないし 40 人と陳述しているところ、同社に係る前述の被保険者名簿において確認できる昭和 22 年 1 月 1 日及び 23 年 1 月 1 日現在の被保険者数は 10 人及び 19 人であることから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、A 社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 11 月 7 日から 13 年 10 月 12 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けた。同社での私の給与額は 30 万円であったので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されていると申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

C市提出の申立人に係る平成 13 年度及び 14 年度の市民税県民税課税台帳において確認できる給与支払額、並びに申立人が A社に勤務する前に勤務した B社提出の申立人に係る賃金台帳（源泉徴収簿）において確認できる給与支払額から推認できる A社での申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額（18 万円及び 24 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（9 万 8,000 円）を上回っている。

しかし、申立期間のうち、平成 12 年 11 月及び同年 12 月について、前述の平成 13 年度の市民税県民税課税台帳において確認できる社会保険料額から、前述の B社の賃金台帳において確認できる平成 12 年 1 月から同年 10 月までの社会保険料額を差し引いた残額に基づき算出した A社での申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額（9 万 8,000 円）は、

オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）と一致している。

また、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月までの期間について、全国健康保険協会D支部は、「申立人は、A社での被保険者資格を喪失した平成13年10月12日から14年8月13日まで健康保険任意継続被保険者であったことが確認できる。」旨回答しているところ、前述の平成14年度の市民税県民税課税台帳において確認できる社会保険料額から平成13年10月から同年12月までの健康保険の任意継続保険料相当額を差し引いた残額に基づき算出した申立人の当該申立期間に係る厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額（9万8,000円）は、オンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）と一致している。

さらに、A社は、平成15年8月22日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主に複数回にわたり照会したが、回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 24 日から 34 年 9 月 20 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む健康保険整理番号*番から*番までの被保険者のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし、厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性従業員37人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、25人に支給記録が見られ、そのうち申立人を含む17人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、同一支給決定日の受給者が散見できる。また、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和34年12月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月1日から28年6月20日まで
② 昭和32年3月7日から33年12月16日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計7ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし、厚生年金保険被保険者資格を喪失した22人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、11人に支給記録が見られ、そのうち申立人を含む10人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のB社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和34年3月3日に支給決定されていることが確認できる上、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 12 日から 57 年 9 月 3 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。
申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額より低く記録されていると申し立てている。

しかし、A社は、平成 13 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、「申立期間当時の資料は無い。」と陳述しており、同事業所等から申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、申立人と同職種であった複数の元同僚について標準報酬月額の記録を見ると、申立人とほぼ同程度の金額で推移していることが確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の記録に、遡及訂正等不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 1 日から 55 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。昭和 54 年 12 月から同社B営業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当てもA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 11 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、申立期間当時、A社B営業所で給与計算を担当していたとする元従業員は、「A社の社会保険手続は同社本社で行っていた。社会保険に加入する前に保険料を控除することはない。」と陳述している。

さらに、申立期間当時、A社B営業所で勤務していたとする別の元従業員は、「社会保険に加入する時期については、個人の家庭事情等に応じてすぐに加入する者もいたが、手取額が減るのですぐには加入しない者もいた。」旨陳述しているところ、オンライン記録において、前述の給与計算を担当していたとする元従業員は、自身が記憶する入社日から約 1 年後、前述の複数の元同僚のうちの一人は、自身が記憶する入社日から約 3 年後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断して、A社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがう

かがえる。

また、雇用保険の加入記録における申立人のA社での資格取得日は、昭和55年11月1日であり、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、昭和 59 年 5 月から同年 7 月までの給与総額に同年 4 月に支給された 6 か月分の交通費の 1 か月平均額を加えて算出した平均月額よりも低く記録されていることが判明した。当該事実を確認できる書類を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の昭和 59 年 4 月から同年 7 月までの給与明細書に記載されている定期券代及び総支給額から判断して、本来、算定されるべき申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する 32 万円であったと考えられる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人提出の申立期間に係る給与明細書を見ると、記載されている保険料控除額に基づく標準報酬月額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額（30 万円）と一致している。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が給与額より低く記録されていることが分かった。申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

そこで、申立人提出の給与明細書を見ると、申立期間の厚生年金保険料控除額は、申立人のオンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月18日から28年1月25日まで
② 昭和28年1月27日から同年3月28日まで
③ 昭和28年4月1日から同年10月27日まで
④ 昭和28年10月28日から30年4月30日まで
⑤ 昭和31年9月10日から32年5月25日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間①、②及び③については、実際に勤務した期間より1年程度後に厚生年金保険の加入記録があることが分かった。申立期間①についてはA社に昭和26年9月18日から28年1月25日まで、申立期間②についてはB社に同年1月27日から同年3月28日まで、申立期間③についてはC社に同年4月1日から同年10月27日まで勤務していたので、正しい厚生年金保険の加入記録に訂正してほしい。

また、D社で勤務した期間のうち、申立期間④及び⑤の加入記録が無いことが分かった。同社には、途中で社名変更等があったが、昭和28年10月28日から36年11月1日まで継続して勤務していたので、申立期間④及び⑤も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、オンライン記録におけるA社での厚生年金保険の被保険者期間は、昭和27年9月18日から29年1月25日までと記録されているが、実際には申立期間に同社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和44年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明であるため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が氏名を記憶する同僚一人及び申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し二人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

さらに、前述の被保険者名簿を見ても、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

- 2 申立期間②については、申立人は、オンライン記録におけるB社での厚生年金保険の被保険者期間は、昭和28年11月11日から同年12月20日までと記録されているが、実際には申立期間に同社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、昭和41年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し二人から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

- 3 申立期間③については、申立人は、オンライン記録におけるC社での厚生年金保険の被保険者期間は、昭和29年3月8日から同年10月27日までと記録されているが、実際には申立期間に同社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、C社は、昭和30年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は特定できないため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が氏名を記憶する同僚4人のうち、申立期間に被保険者記録の有る二人及び申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

さらに、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年8月10日であり、申立期間のうち、同日以前の期間は適用事業所ではない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立人が氏名を記憶する同僚4人の被保険者記録を見ると、当該4人のうち、申立人が社内での先輩であったと記憶する者は申立期間の途中の昭和28年9月28日に、上司であったと記憶する者は申立期間の後の29年3月3日に、同期入社であったと記憶する二人のうち一人は、社会保険事務所（当時）に記録されている申立人の資格取得日の7日前の同年3月1日にそれぞれ厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

4 申立期間④については、複数の元従業員の陳述から判断すると、時期は特定できないものの、申立人が申立期間の一部もD社で勤務していたことが推認できる。

しかし、D社は、平成20年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明であるため、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を確認することができない。

また、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和29年9月1日であり、申立期間のうち、同日以前の期間は適用事業所ではない。

さらに、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立期間当時、事業所ではE職とF職という雇用形態があり、E職は厚生年金保険に加入させていたが、F職については、本人が希望し成績が良ければ、社長の裁量で加入させていた。申立人はF職として入社し、時期は不明であるが、勤務期間の途中で本人からの申出により、E職となり厚生年金保険に加入した記憶がある。厚生年金保険に加入させていない期間については、保険料は控除していなかった。」と陳述している。

加えて、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する二人の同僚の被保険者記録を見ると、そのうちの一人は、同社における被保険者記録が確認できない。

5 申立期間⑤については、申立人は申立期間もD社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、前述のとおりD社は平成20年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている等により、同社等から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、前述の社会保険事務担当者は、「時期は不明であるが、申立人は個人事業を始めるということで一度退職し、社名がD社からG社に変わった頃に再度入社してきた記憶がある。」と陳述しているところ、オンライン記録を見ると、当該社名変更が行われたのは、申立人がG社において厚生年金保険被保険者となった日（昭和32年5月25日）と同月の昭和32年5月10日であることが確認できる。

6 このほか、申立人の申立期間①、②、③、④及び⑤に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。